

山梨市地域防災計画

資 料 編

令和3年3月

山梨市防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔防災組織機関関係〕	1
○防災関係機関連絡先一覧	1
○応援協定締結先連絡担当部署一覧、応援協定等に基づく要請内容一覧.....	4
○山梨市防災会議委員名簿	13
○市内水道事業工事業者一覧.....	15
〔救援施設関係〕	16
○指定緊急避難場所・指定避難所一覧.....	16
○事前避難対象地区及び避難場所一覧.....	18
○福祉避難所開設予定施設一覧.....	19
○要配慮者利用施設一覧	20
○防災倉庫備蓄品一覧	22
○食料等備蓄状況一覧	23
○水防倉庫一覧	24
○応急仮設住宅建設候補地一覧.....	25
○災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所一覧.....	25
○「災害用伝言ダイヤル171」の利用方法	27
〔消防関係〕	29
○消防施設等実施計画一覧	29
○市内簡易ガス事業者一覧	29
○ガス小売事業（旧簡易ガス）者一覧.....	30
〔気象観測関係〕	31
○市内気象観測施設一覧	31
○異常気象時における道路等通行規制基準.....	32
〔輸送・応援受入施設関係〕	34
○飛行場外離着陸場一覧	34
○ヘリコプター主要発着場一覧.....	34
○自衛隊宿泊予定施設一覧	35
○緊急輸送路一覧	36

〔山地等災害危険箇所関係〕	37
○地すべり防止区域一覧	37
○急傾斜地危険区域一覧	37
○山地災害危険地一覧	40
○土石流危険溪流一覧	43
○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧.....	47
〔様式等関係〕	60
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式.....	60
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式.....	66
○県指定に基づく被害報告様式.....	67
・市町村被害状況票（様式3-4-2）	67
・市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（様式3-4-5）	68
・避難所開設状況一覧表（様式3-4-6）	69
○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式.....	70
・市町村職員参集状況（様式4-3-1）	70
・市町村別避難所開設状況一覧表（様式4-5-1）	71
・地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）	72
○各種救助に係る様式	73
・地区別被害状況調査票（様式1）	73
・世帯別被害調査票（様式2）	74
・救助活動の種類別実施状況（様式3）	75
・被害世帯調査原票（様式4）	76
・救助の種目別物資受払状況（様式5）	77
・避難所設置及び収容状況（様式6）	78
・応急仮設住宅台帳（様式7）	79
・炊き出し給与状況（様式8）	80
・飲料水の供給簿（様式9）	81
・物資の給与状況（様式10）	82
・救護班活動状況（様式11）	83
・病院診療所医療実施状況（様式12）	84
・助産台帳（様式13）	85
・被災者救出状況記録簿（様式14）	86
・住宅応急修理記録簿（様式15）	87
・学用品の給与台帳（様式16）	88
・埋葬台帳（様式17）	89
・死体検索状況記録簿（様式18）	90
・死体処理台帳（様式19）	91

・障害物の除去状況（様式20）	92
・輸送記録簿（様式21）	93
・賃金職員等雇上台帳	94
○自衛隊災害派遣要請依頼書	95
○消防防災航空隊出場要請書	96
○放送要請様式	97
○「東海地震に関する情報」に伴う広報	98
○罹災証明書	101
○被災証明書	102
〔条例等関係〕	103
○山梨市防災会議条例	103
○山梨市防災会議運営要領	105
○山梨市災害対策本部条例	107
○山梨市災害対策本部活動要領	108
○山梨市地震災害警戒本部条例	111
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	112
〔災害履歴・被害想定〕	119
○過去の災害履歴	119
○「山梨県地震被害想定調査報告書」による被害想定	121
○「山梨県東海地震被害想定調査報告書」による被害想定	132

資料編

〔防災組織機関関係〕

○防災関係機関連絡先一覧

第1 市

機関名	所在地	県防災行政無線		電話番号
		地上系	衛星系	
山梨市役所	山梨市小原西 843	9-220-1-011	205	0553-22-1111
牧丘支所	〃 牧丘町窪平 350	—	—	0553-35-3111
三富支所	〃 三富川浦 262	—	—	0553-39-2121

第2 県

機関名	所在地	県防災行政無線		電話番号
		地上系	衛星系	
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内 1 丁目 6-1	*9-200-2511	200-2511	055-223-1432
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後 1239-1	*9-300-2011	300-2011	0553-20-2700
峡東建設事務所	〃	*9-300-7011	300-7011	0553-20-2710
峡東林務環境事務所	〃	*9-300-6006	300-6006	0553-20-2720
峡東保健所	山梨市下井尻 126-1	*9-300-3036	300-3036	0553-20-2750
広瀬・琴川ダム管理事務所				
広瀬ダム管理課	〃 三富上釜口 1178-1	119	306	0553-39-2411
琴川ダム管理課	〃 牧丘町北原 4140-61	120	405	0553-35-3140
雁坂トンネル有料道路管理事務所	山梨市三富川浦 1820-65	—	308-20	0553-39-2330
峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1	*9-300-5010	300-5010	0553-20-2706
山梨県病虫害防除所	甲斐市下今井 1100	—	—	0551-28-2941
山梨県東部家畜保健衛生所	笛吹市石和町唐柏 1000-1	—	—	055-262-3166
山梨県教育委員会（総務）	甲府市丸の内 1 丁目 6-1	*9-200-8055	200-8055	055-223-1741
峡東教育事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1	*9-300-8000	300-8000	0553-20-2730

第3 指定行政機関

機関名	所在地	電話番号
総務省消防庁応急対策室	千代田区霞ヶ関 2 丁目 1-2	03-5253-7527

第4 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1丁目10-1	055-252-5491
〃 笛吹川出張所	笛吹市石和町唐柏720-3	055-262-2821
甲府地方気象台(防災業務課)	甲府市飯田4丁目7-29	055-222-9101
関東農政局山梨県拠点	〃 丸の内1-1-18 甲府合同庁舎10F	055-254-6055
山梨森林管理事務所	〃 宮前町7-7	055-253-1336

第5 指定公共機関

機関名	所在地	県防災行政無線		電話番号
		地上系	衛星系	
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市青沼1-12-13	9-200-1-055	—	055-234-5311
〃 山梨災害対策室	甲府市朝気3-21-15			055-237-0554
東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	〃 甲府市住吉5-15-1	9-200-1-062	—	055-215-5110 時間外 0120-995-882
日本放送協会甲府放送局	〃 丸の内1-1-20	9-200-1-058	—	055-255-2111
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田1-6-1	9-200-1-057	—	055-251-6711
山梨郵便局	山梨市小原西1043	—	—	0553-22-0160
牧丘郵便局	〃 牧丘町窪平267-5	—	—	0553-35-2001
三富郵便局	〃 三富下荻原358	—	—	0553-39-2001
東日本旅客鉄道(株)塩山駅	甲州市塩山上於曾1720	—	—	—
〃 山梨市駅	山梨市上神内川1561	—	—	—
〃 東山梨駅	〃 三ヶ所192	—	—	—

第6 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
(一社) 山梨県医師会	甲府市德行5-13-5	055-226-1611
山梨市医師会	—	—
(一社) 山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561
(一社) 山梨県LPガス協会	甲府市飯田1-4-4	055-228-4171

第7 警察

機関名	所在地	電話番号
日下部警察署	山梨市北261	0553-22-0110
〃 山梨市駅前交番	〃 上神内川1642	0553-22-0415
〃 落合警察官駐在所	〃 落合1	0553-22-2049
〃 東山梨駅前駐在所	〃 上之割184-5	0553-22-3406

〃 日川警察官駐在所	〃 歌田 1	0553-22-0749
〃 牧丘警察官駐在所	〃 牧丘町窪平 267-3	0553-35-2110
〃 牧平警察官駐在所	〃 牧丘町牧平 460-1	0553-35-2328
〃 三富警察官駐在所	〃 三富下釜口 258-4	0553- 39-2039

第 8 消防

機関名	所在地	県防災行政無線		電話番号
		地上系	衛星系	
東山梨消防本部	甲州市塩山西広門田 385	043	307	0553-32-0119
〃 山梨消防署	山梨市小原西 100-1	—	—	0553-22-0119
〃 牧丘分署	〃 牧丘町室伏 37-1	—	—	0553-35-3119

第 9 自衛隊

機関名	所在地	県防災行政無線		電話番号
		地上系	衛星系	
陸上自衛隊第 1 特科隊	忍野村忍草 3093	9-200-1-051	916-435	0555-84-3135

第 10 一部事務組合

機関名	所在地	電話番号
峡東地域広域水道企業団	山梨市牧丘町袖口 2135	0553-35-4391
東山梨行政事務組合（東山聖苑）	〃 小原西 562	0553-20-8130
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾 1440-1	055-266-7744

第 11 その他公共的団体

機関名	所在地	電話番号
フルーツ山梨農業協同組合本所	甲州市塩山上塩後 1100	0553-32-6500
山梨市商工会	〃 上神内川 1348	0553-22-0806
峡東森林組合	甲州市塩山赤尾 453-1	0553-33-2901
山梨市建設協力会	山梨市小原西 1274	0553-22-2143
山梨市社会福祉協議会	〃 小原西 843-4	0553-22-8755
笛吹川沿岸土地改良区	〃 小原西 993	0553-22-2469
山梨市歯科医師会	—	—
山梨CATV(株)	〃 上神内川 1716	0553-22-6822

○応援協定締結先連絡担当部署一覧、応援協定等に基づく要請内容一覧

第1 大規模災害等発生時における相互援助に関する協定書 (県内12市)

締結年月日	平成19年1月12日		
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、職員等の派遣 ・救護及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供 その他 		
市名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
甲府市	危機管理室 防災企画課	055-237-5331	055-237-9911
富士吉田市	企画部 安全対策課 防災担当	0555-22-9070	0555-22-1030
都留市	総務部 総務課 行政防災室 危機管理担当	0554-43-1111	0554-43-7992
大月市	総務部 総務管理課 法制防災担当	0554-23-8008	0554-23-1216
韮崎市	総務課 危機管理担当	0551-22-1111	0551-22-8479
南アルプス市	総務部 防災危機管理課	055-282-6494	055-282-1112
甲斐市	総務部 防災危機管理課 防災減災係	055-278-1676	055-276-7215
笛吹市	総務部 防災危機管理課	055-262-4111	055-262-4115
北杜市	総務部 消防防災課 防災担当	0551-42-1323	0551-42-1122
上野原市	危機管理室 危機管理担当	0554-62-3145	0554-62-5333
甲州市	総務課 行政・防災担当	0553-32-5041	0553-32-1818
中央市	危機管理課 防災担当	055-274-8519	055-274-7130

第2 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書

締結年月日	(平成8年11月27日)平成28年3月31日再締結			
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、職員等の派遣 ・救護及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供 その他 <p>※甲州街道サミットの記述を取り除き、締結し直した。</p>			
市名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号	
東京 ブ ロッ ク	八王子市	生活安全部 防災課	042-620-7207	042-626-1271
	立川市	市民生活部 防災課	042-523-2561	042-528-4333
	府中市	行政管理部 防災危機管理課	042-335-4098	042-335-6395
	調布市	総務部 総合防災安全課	042-481-7346	042-481-7255
	日野市	総務部 防災安全課	042-514-8962	042-587-5666
	国立市	行政管理部 防災安全課	042-576-2111	042-576-0264

山梨・長野ブロック	甲府市	危機管理室 防災企画課	055-237-5331	055-237-9911
	諏訪市	企画部 危機管理室 市民安全係	0266-52-4141	0266-57-0660
	大月市	総務部 総務管理課 法制防災担当	0554-23-8008	0554-23-1216
	韮崎市	総務課 危機管理担当	0551-22-1111	0551-22-8479
	茅野市	危機管理室 防災課	0266-72-2101	0266-72-9040

第3 大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書

締結年月日	平成19年11月29日		
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、職員等の派遣 ・救護及び救助活動に必要な車両等の提供 ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供 その他 		
市町村名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
飯山市 (長野県)	総務部 危機管理防災課	0269-67-0721	0269-62-5990

第4 山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定

締結年月日	平成18年3月20日		
協定の概要	・火災、その他の災害発生時の防除。		
市町村名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
甲州市	総務課 行政・防災担当	0553-32-5041	0553-32-1818
笛吹市	総務部 防災危機管理課	055-262-4111	055-262-4115

第5 富士山火山噴火時における広域避難に関する覚書

締結年月日	平成28年3月25日		
協定の概要	・富士山噴火による広域避難が必要となった場合、一時的な避難施設として本市内の指定避難所を使用する。		
市町村名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
富士河口湖町	地域防災課 防災係	0555-72-1170	0555-72-0969

第6 甲武信ヶ岳源流地域3自治体による災害等発生時相互応援に関する協定

締結年月日	平成29年8月5日		
協定の概要	・食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材、一時受け入れ施設の提供、職員等の派遣		
市町村名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
秩父市	総務部 危機管理課	0494-22-2206	0494-22-1363
川上村	総務課 危機管理・秘書係	0267-97-2121	0267-97-2125

第7 災害時における広域避難に関する協定

締結年月日	令和3年2月5日		
協定の概要	・自然災害の発生等により市域を超えた広域避難を要する場合に、避難場所（避難所）の開設及び受け入れを相互に行なう。		
市町村名	担当部署	直通電話番号	ファックス番号
中央市	危機管理課 防災担当	055-274-8519	055-274-7130

第8 災害時における山梨郵便局、山梨市間の協力に関する覚書

締結年月日	平成9年7月14日		
協定の概要	・施設及び用地の提供 ・被害状況等の情報提供 ・避難所に郵便差出箱の設置 ・その他		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	日本郵便株式会社 山梨郵便局	0553-22-0160	0553-23-2981

第9 災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

締結年月日	平成18年10月11日		
協定の概要	・災害時の電気設備の点検・破損個所の被害報告・応急措置等		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	山梨市電設協力会	0553-22-0042	0553-22-0505

第10 災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定

締結年月日	平成18年10月11日		
協定の概要	・災害時における公共土木施設等の点検・破損箇所の被害報告・応急措置等		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	山梨市建設協力会	0553-22-2143	0553-23-1747

第11 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定

締結年月日	平成18年10月11日		
協定の概要	・災害時における物資等の緊急輸送		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	一般社団法人 山梨県トラック協会峡東支部	055-262-5561	055-263-2036

第12 災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定

締結年月日	平成18年10月11日		
協定の概要	・災害時における水道設備等の点検・破損箇所の被害報告・応急措置等		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	山梨市水道建設協力会	0553-22-9025	0553-23-3185

第 13 災害防災情報等の放送に関する協定

締結年月日	平成 18 年 10 月 11 日	
協定の概要	・災害時における防災上必要な各種情報の発信	
	事業所名	直通電話番号
	山梨CATV株式会社	0553-22-6822
		ファックス番号
		0553-23-1471

第 14 大規模な災害等発生時における応援に関する協定

締結年月日	平成 22 年 4 月 4 日	
協定の概要	・災害時における仮設トイレ 30 基の提供	
	事業所名	直通電話番号
	山梨ロータリークラブ	0553-23-6661
		ファックス番号
		—

第 15 災害時における被害家屋状況調査に関する協定

締結年月日	平成 25 年 5 月 7 日	
協定の概要	・災害時における被害家屋等の状況調査	
	事業所名	直通電話番号
	山梨県土地家屋調査士会	055-228-1311
	公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	055-228-1515
		ファックス番号
		055-228-1312
		055-228-1516

第 16 災害時における飲料水供給に関する協定

締結年月日	平成 25 年 11 月 15 日	
協定の概要	・災害時における飲料水等の提供	
	事業所名	直通電話番号
	株式会社サーフビバレッジ	03-5414-2120
		ファックス番号
		03-5414-2240

第 17 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

締結年月日	平成 26 年 7 月 7 日	
協定の概要	・災害時における生活必需物資（食料等）の提供	
	事業所名	直通電話番号
	富士食品工業株式会社	0553-22-2611
		ファックス番号
		0553-22-4125

第 18 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

締結年月日	平成 26 年 7 月 7 日	
協定の概要	・災害時における生活必需物資（食料等）の提供 ・帰宅困難者等の一時及び臨時避難所としての施設使用（R2. 11. 1 追加）	
	事業所名	直通電話番号
	有限会社 柳橋	0553-22-0452
		ファックス番号
		0553-23-1415

第19 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

締結年月日	平成26年7月16日	
協定の概要	・災害時におけるLPガス等の提供	
	事業所名	直通電話番号
	一般社団法人 山梨県LPガス協会 東山梨地区	0553-33-2565
		ファックス番号
		0553-32-2061

第20 災害時における医療救護についての協定

締結年月日	平成26年11月18日	
協定の概要	・災害時における医療救護活動の支援等	
	事業所名	直通電話番号
	山梨市医師会	—
		ファックス番号
		—

第21 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

締結年月日	平成27年3月30日	
協定の概要	・災害時における福祉避難所の設置運営等	
	事業所名	直通電話番号
	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	055-288-1018
		ファックス番号
		055-288-1248

第22 災害時の施設と敷地の借上げに関する協定

締結年月日	平成27年7月16日	
協定の概要	・災害時に警察署庁舎が被災し、使用できなくなった場合、山梨市民会館の一部を代替施設として提供	
	事業所名	直通電話番号
	日下部警察署	0553-22-0110
		ファックス番号
		—

第23 災害時における応急活動の協力に関する協定

締結年月日	平成28年2月18日	
協定の概要	・災害時、協会員の敷地内に設置された防災備蓄物置に備蓄された物の提供 アルファ化米700食、水500ml×720本、副菜150食、簡易トイレ処理剤300回分、シャベル10本、毛布6枚、ラジオ付きライト5台、シート10枚	
	事業所名	直通電話番号
	一般社団法人 山梨県トラック協会	055-262-5561
		ファックス番号
		055-263-2036
	山梨通運(株)	0553-22-1611
		0553-22-1614

第 29 災害発生時等における山梨市と山梨市内郵便局の協力に関する協定

締結年月日	平成 29 年 6 月 23 日		
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況や危険個所を発見した場合の情報共有 ・車両の提供や市民への広報活動支援 等 		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	日本郵便株式会社 山梨市内郵便局	0553-22-0160	0553-23-2981

第 30 大規模災害時における法律相談業務に関する協定

締結年月日	平成 30 年 2 月 22 日		
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者からの法律に関する相談業務について専門的な見地から支援 		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	山梨県弁護士会	055-235-7202	055-235-7204

第 31 災害時における避難行動要支援者等の受入れに関する協定

締結年月日	平成 30 年 3 月 26 日		
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における福祉避難所の設置運営等 		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	社会福祉法人 忠恕会	0553-23-3382	0553-23-3370
	社会福祉法人 そだち会	0553-35-4137	0553-35-4138
	社会福祉法人 三富福祉会	0553-39-2714	0553-39-2713

第 32 災害時における物資の供給に関する協定

締結年月日	平成 30 年 5 月 9 日		
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難所等への照明資機材の供給 		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	株式会社 N e o N	0553-39-8653	0553-39-9653

第 33 災害時における避難行動要支援者等の受入れに関する協定

締結年月日	平成 30 年 5 月 31 日		
協定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における福祉避難所の設置運営等 		
	事業所名	直通電話番号	ファックス番号
	社会福祉法人 ぶどうの里	0553-44-2903	0553-44-2904
	社会福祉法人 いずみ会	0553-21-8300	0553-23-6222

第 34 大規模災害時等における帰宅困難者対応に関する協定

締結年月日	平成 30 年 6 月 26 日	
協定の概要	・大規模災害等が発生し、鉄道の運行停止が継続した場合の帰宅困難者対応	
	事業所名	直通電話番号
	JR 東日本八王子支社	042-620-8596
		ファックス番号
		042-620-8582

第 35 災害時における避難行動要支援者等の受入れに関する協定

締結年月日	平成 30 年 8 月 13 日	
協定の概要	・災害時における福祉避難所の設置運営等	
	事業所名	直通電話番号
	社会福祉法人 壽光会	0553-35-5522
		ファックス番号
		0553-35-3378
	社会福法人 恵信福社会	0553-20-1711
		0553-20-1712

第 36 災害時における畳の提供に関する協定

締結年月日	平成 30 年 11 月 21 日	
協定の概要	・災害時における避難所等で使用する畳の提供について	
	事業所名	直通電話番号
	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	0553-22-0400
		ファックス番号
		0553-22-8880

第 37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

締結年月日	平成 30 年 11 月 22 日	
協定の概要	・災害時における応急復旧活動や避難所運営等に必要となるレンタル機材の提供	
	事業所名	直通電話番号
	太陽建機レンタル株式会社 山梨支店	0553-22-9221
		ファックス番号
		0553-20-1013

第 38 災害に係る情報発信等に関する協定

締結年月日	令和元年 10 月 1 日	
協定の概要	・災害時における市民への情報発信等、キャッシュサイト設置、避難所マップの公開、被災地情報の掲載、自治体からの緊急情報配信	
	事業所名	直通電話番号
	ヤフー株式会社	03-6898-6763
		ファックス番号
		—

第 39 災害時における調査及び復旧支援協力に関する協定

締結年月日	令和 2 年 4 月 1 日	
協定の概要	・被災した下水道施設の応急復旧のために必用な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）	
	事業所名	直通電話番号
	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	055-282-0845
		ファックス番号
		055-282-0897

第 40 災害時における物資供給に関する協定

締結年月日	令和2年9月3日	
協定の概要	・災害時における物資（作業関係、日用品、水、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等）の供給	
	事業所名	直通電話番号
	NPO 法人 コメリ災害対策センター	025-371-4185
		ファックス番号
		025-371-4151

第 41 災害時における生活系廃棄物の収集・運搬等に関する協定

締結年月日	令和2年12月3日	
協定の概要	・災害により発生した災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等	
	事業所名	直通電話番号
	山梨・甲州環境協同組合	0553-20-1512
	株式会社 常葉サービス・クリアアウト峡東	0553-88-9982
		ファックス番号
		0553-20-1513
		0553-88-9982

第 42 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥収集・運搬等に関する協定

締結年月日	令和2年12月3日	
協定の概要	・災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等	
	事業所名	直通電話番号
	ふるや環境株式会社	0553-22-0429
		ファックス番号
		0553-23-3575

第 43 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

締結年月日	令和3年3月29日	
協定の概要	・災害時における避難所等への外部給電が可能な車両の貸与等	
	事業所名	直通電話番号
	山梨トヨペット株式会社	055-235-9240
		ファックス番号
		055-237-2253

○山梨市防災会議委員名簿

会長	山梨市長	
1号委員	甲府河川国道事務所笛吹川出張所長	指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
2号委員	峡東地域県民センター所長	山梨県知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者
〃	峡東保健福祉事務所長	〃
〃	峡東林務環境事務所長	〃
〃	峡東農務事務所長	〃
〃	峡東建設事務所長	〃
3号委員	日下部警察署長	山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
4号委員	山梨市副市長	市長がその部内の職員のうちから任命する者
〃	山梨市役所 政策秘書課長	〃
〃	山梨市役所 総務課長	〃
〃	山梨市役所 福祉課長	〃
〃	山梨市役所 健康増進課長	〃
〃	山梨市役所 環境課長	〃
〃	山梨市役所 商工労政課長	〃
〃	山梨市役所 農林課長	〃
〃	山梨市役所 建設課長	〃
〃	山梨市役所 都市計画課長	〃
〃	山梨市役所 水道課長	〃
〃	山梨市役所 学校教育課長	〃
〃	山梨市役所 生涯学習課長	〃
〃	山梨市役所 牧丘支所長	〃
〃	山梨市役所 三富支所長	〃
〃	山梨市役所 総務統括監	〃
〃	山梨市役所 建設経済統括監	〃
〃	山梨市役所 教育民生統括監	〃
5号委員	山梨市教育委員会教育長	山梨市教育委員会教育長
6号委員	山梨消防署長	山梨消防署長及び山梨市消防団正副団長
〃	山梨市消防団 団長	〃
〃	山梨市消防団 副団長	〃
〃	山梨市消防団 副団長	〃
〃	山梨市消防団 副団長	〃
7号委員	日本郵便（株）山梨郵便局長	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
〃	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社長	〃
〃	東日本電信電話（株）山梨支店長	〃

〃	東日本旅客鉄道（株）塩山駅長	〃
8号委員	陸上自衛隊第1特科隊第2中隊長	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
〃	山梨市区長会 会長	〃
〃	山梨市区長会 副会長	〃
〃	山梨市区長会 副会長	〃
〃	山梨市区長会 副会長	〃
〃	山梨市社会福祉協議会 会長	〃
〃	山梨市赤十字奉仕団 委員長	〃
〃	山梨市民生委員児童委員協議会 会長	〃
〃	山梨市医師会 会長	〃
〃	山梨市商工会 会長	〃
〃	フルーツ山梨農業協同組合 代表理事組合長	〃
〃	山梨市建設協力会 会長	〃
〃	山梨市水道建設協力会 会長	〃
〃	山梨市電設協力会 会長	〃
〃	山梨CATV（株）代表取締役	〃
〃	山梨市校長会 会長	〃
〃	山梨市男女共同参画推進委員会 会長	〃
〃	山梨市食生活改善推進委員会 会長	〃
〃	山梨市消防団女性消防隊 隊長	〃

○市内水道事業工事業者一覧

工事業者名	住所	連絡先
有限会社山梨住宅設備	山梨市上神内川 1102	0553-22-2451
山梨建設株式会社	山梨市上神内川 1126-1	0553-22-0421
有限会社米倉電機工業所	山梨市上神内川 1481	0553-22-0443
株式会社小野設備	山梨市下石森 702	0553-22-2535
富士商工株式会社	山梨市下神内川 25-1	0553-22-1366
株式会社佐藤建設工業	山梨市小原西 1274	0553-22-2143
株式会社奥井商工	山梨市小原西 587	0553-22-9025
株式会社タカギ	山梨市小原西 626-1	0553-22-6666
小田和設備	山梨市小原西 805-2	0553-22-4133
株式会社松土建設興業	山梨市下井尻 1254-2	0553-23-0233
株式会社川手興業	山梨市下井尻 1279	0553-20-1161
三晃設備	山梨市下井尻 850	0553-22-8088
有限会社風間工業	山梨市市川 1036-2	0553-22-4542
井戸設備	山梨市市川 1912	0553-22-8860
雨宮設備株式会社	山梨市市川 1944	0553-22-5372
ツルタ住設	山梨市北 3-15	0553-22-5843
大村設備工業所	山梨市北 990	0553-22-6203
有限会社古屋土木設備	山梨市南 1359	0553-22-4307
有限会社仙洞田建築板金工業所	山梨市正徳寺 693-1	0553-20-7177
武藤建設	山梨市万力 185-5	0553-22-7105
株式会社日熱	山梨市万力 390-1	0553-23-4242
有限会社初鹿野設備電化	山梨市一町田中 1261-1	0553-22-0370
和永設備工業	山梨市歌田 115-1	0553-22-7518
株式会社夢空間研究所	山梨市下栗原 1456	0553-23-4711
石場設備	山梨市下栗原 914-1	0553-23-3431
コウラ設備	山梨市三ヶ所 717-16	0553-22-5902
有限会社広瀬トータルサービス	山梨市東後屋敷 569-1	0553-23-5599
有限会社奥井技建	山梨市牧丘町窪平 30	0553-35-3741
株式会社恩田組	山梨市牧丘町窪平 1124-1	0553-35-3881
鶴田工務店	山梨市牧丘町倉科 4212	0553-35-2862
有限会社岩間商興	山梨市牧丘町倉科 411	0553-35-3492
有限会社若月商事	山梨市牧丘町西保下 895	0553-35-2315
有限会社大澤工務店	山梨市牧丘町室伏 282	0553-35-2290
有限会社三枝興業	山梨市牧丘町室伏 175	0553-35-2242
修栄工業	山梨市牧丘町室伏 566	0553-35-2449

〔救援施設関係〕

○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

番号	避難場所名称	避難場所所在地	対象地区名	避難場所面積(m ²)	避難所名称	避難所所在地	避難所面積(m ²)	避難所収容可能者数(人)	避難地連絡先	災害種別受け入れの可否		
										地震	洪水	土砂災害
1	加納岩小学校グラウンド	下神内川123-2	加納岩地区	8,061	加納岩小学校校舎及び体育館	下神内川123-2	5,030	838	22-0163	○	○	○
2					加納岩公民館	上神内川387-1	773	128	23-2871	○	○	○
3	南中学校グラウンド	下石森287		22,764	南中学校校舎及び体育館	下石森376	6,925	1,154	22-0173	○	※1	○
4	県立ろう学校グラウンド	大野1009		6,500	県立ろう学校体育館	大野1009	810	135	22-1378	○	※1	○
5	日下部小学校グラウンド	小原東305	日下部地区	8,960	日下部小学校校舎及び体育館	小原東305	4,501	750	22-0149	○	○	○
6	北中学校グラウンド	小原東359		22,535	北中学校校舎及び体育館	小原東359	6,970	1,161	22-0200	○	○	○
7					日下部公民館	小原東577	654	109	23-2872	○	○	○
8	八幡小学校グラウンド	北1889	八幡地区	6,113	八幡小学校校舎及び体育館	北1900-1	3,593	598	22-0117	○	○	○
9	旧堀之内小学校グラウンド	堀内1936		3,456	旧堀之内小学校校舎及び体育館	堀内1936	2,545	424	22-0114	※2	○	※3
10	八幡スポーツ広場	市川1220		9,324	八幡公民館	市川1220	633	105	23-2876	○	○	○
11	山梨小学校グラウンド	落合3	山梨地区	7,685	山梨小学校校舎及び体育館	落合1-7	4,427	737	22-2016	○	※1	○
12					山梨公民館	落合1-7	616	102	23-2875	○	○	○
13	市民会館駐車場	万力1830		2,530	市民会館	万力1830	5,886	970	22-9611	○	○	○
14	日川小学校グラウンド	歌田143	日川地区	8,171	日川小学校校舎及び体育館	歌田140-1	3,138	523	22-0742	○	※1	○
15					日川公民館	歌田596	616	102	23-2874	○	○	○
16	県立日川高等学校グラウンド	一町田中1062		11,660	県立日川高等学校体育館	一町田中1062	3,194	532	22-2321	○	※1	○

17	後屋敷小学校 グラウンド	三ヶ所 877	後屋敷 地区	2,113	後屋敷小学 校校舎及び 体育館	三ヶ所 877	2,812	468	22-0079	○	○	○
18					後屋敷公民 館	三ヶ所 870-1	554	92	23-2873	○	○	○
19	岩手小学校グ ラウンド	東 1760	岩手地区	7,499	岩手小学校 校舎及び体 育館	東 1737-1	2,625	437	22-1009	○	○	○
20					岩手公民館	東 1734-1	467	77	23-2877	○	○	○
21	花かげの湯前 庭	牧丘町窪 平 453-1	諏訪地区	900	花かげの湯	牧丘町窪 平 453-1	1,092	182	35-4126	○	○	○
22	牧丘町コミュ ニティセンタ ー前庭・駐車 場	牧丘町窪 平 56			牧丘町コ ミュニティ センター	牧丘町窪 平 56	600	100	35-4600	○	○	○
23	牧丘町総合 会館(牧丘支 所) 駐車場	牧丘町窪 平 350			牧丘町総 合会館(牧 丘支所)	牧丘町窪 平 350	406	67	35-3612	○	○	○
24	道の駅花かげ の郷まきおか 駐車場	牧丘町室 伏 2120			道の駅花 かげの郷 まきおか	牧丘町室 伏 2120	373.8	62	35-4780	○	○	※3
25	柳平分校グ ラウンド	牧丘町柳 平 43			柳平分校	牧丘町柳 平 43	76	12	—	○	○	○
26	笛川中学校グ ラウンド	牧丘町窪 平 1100	諏訪地区 ・中牧 (請地区)	14,569	笛川中 学校校舎 及び体 育館	牧丘町窪 平 1100	5,364	894	35-2204	○	○	○
27	笛川小学校グ ラウンド	牧丘町窪 平 1200	諏訪地区 ・中牧 (下平区)	6,289	笛川小 学校校舎 及び体 育館	牧丘町窪 平 1200	2,751	458	35-2015	○	○	○
28	旧牧丘第二 小学校グラ ウンド	牧丘町倉 科 5938-2	中牧地区	6,386	旧牧丘第 二小学校 校舎及 び体 育館	牧丘町倉 科 5938-2	2,462	410	35-2101	○	○	○
29	中牧多目的 集会施設前 庭	牧丘町西 保下 2230			中牧多 目的 集会 施設	牧丘町西 保下 2252-1	589	98	35-3716	○	○	○
30	旧保健農園 ホテル・フ フ山梨庭 園	牧丘町倉 科 7190			旧保健農 園 ホテ ル・フ フ山 梨	牧丘町倉 科 7190	556	92	—	○	○	○
31	旧牧丘第三 小学校グラ ウンド	牧丘町牧 平 16	西保地区	3,130	旧牧丘第 三小学 校校舎 及び体 育館	牧丘町牧 平 16	2410	401	35-2212	○	○	※3
32					西保多 目的 集会 施設	牧丘町牧 平 36-1	580	96	35-2202	○	○	※3
33	旧三富保育 園前庭	三富下荻 原 120	三富地区	1,653	旧三富保 育 園	三富下荻 原 120	499.68	83	88-9188	○	○	※3
34	旧三富小学 校グラ ウンド	三富下釜 口 165-1			旧三富小 学 校校 舎及 び体 育館	三富下釜 口 165-1	2,459	409	39-2007	○	○	※3

35	徳和地区多目的集会施設前庭	三富徳和628		1,257	徳和地区多目的集会施設	三富徳和629	264	44	39-2623	○	○	○
36	三富基幹集落センター前庭	三富川浦262		1,598.5	三富基幹集落センター	三富川浦262	769.47	128	39-2131	○	○	○
37	三富川浦スポーツ広場	三富川浦1394		2,700	—	—	—	—	—	—	—	※3
38	広瀬地区集会所前庭	三富川浦1819-189		115.31	広瀬地区集会所	三富川浦1819-189	49.69	8		○	○	○

以下の表示がされている施設については、災害の程度が大きい場合は、十分な安全性が確保できない可能性があるため、別の施設を使用することが望ましい。

- ※1 浸水想定域内にある。想定水深は浅いが、特別警報が出るレベルの洪水が発生した場合は、1階部分が使用できなくなってしまう可能性あり
- ※2 施設の耐震化が不十分
- ※3 敷地の一部が警戒区域内

○事前避難対象地区及び避難場所一覧

番号	指定地区名	大字	字	指定面積 (km ²)	指定保全戸数 (戸)	避難場所
1	戸市	切差	戸市	1.6	7	旧堀之内小学校
2	切差	切差	峰	1.35	11	旧堀之内小学校
3	水口	水口	形山 他	4.79	24	旧堀之内小学校
4	水口	水口	形山	0.16	0	旧堀之内小学校
5	万力	万力	獅子岩	2.20	22	市民会館
6	万力寺横	万力	観音山	0.20	4	市民会館
7	山口	水口	山口	1.42	10	旧堀之内小学校
8	南	南	塔の山 他	0.43	21	八幡小学校
9	山梨北	北 他	西明見 他	0.60	5	八幡小学校
10	小田野山	西保下 他	小田野 他	1.69	10	中牧多目的集会施設
11	隼の3	隼	坂ノ上 他	1.19	13	花かげの湯
12	興南の2	下釜口	古仏像道下地	0.75	8	旧三富小学校
13	興南の2	下釜口	古仏像道下地	1.02	3	旧三富小学校
14	釜口	上釜口	上ノ平 他	0.99	18	三富基幹集落センター
15	芹沢	上釜口	芹沢	1.62	12	三富基幹集落センター
16	川浦	川浦	広瀬	0.05	17	三富基幹集落センター

○福祉避難所開設予定施設一覧

施設名	法人名	所在地	電話番号
山梨市老人健康福祉センター	山梨市	山梨市小原西 649-1	0553-22-9616
特別養護老人ホーム 桃源荘	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	山梨市一町田中 155	0553-22-2361
サテライト桃源荘		山梨市一町田中 197	0553-21-7120
障害者支援施設 山梨クリナース	社会福祉法人 忠恕会	山梨市大野 1551-1	0553-23-3382
障害者支援施設 そだち園	社会福祉法人 そだち会	山梨市牧丘町室伏 1861	0553-35-4137
障害者支援施設 白樺園	社会福祉法人 三富福祉会	山梨市三富川浦 2203	0553-39-2714
山梨授産園	社会福祉法人 ぶどうの里	山梨市下石森 524-3	0553-22-2939
児童発達支援センター ひまわり	社会福祉法人 いずみ会	山梨市東後屋敷 635-1	0553-21-8300
特別養護老人ホーム 笛吹荘	社会福祉法人 壽光会	山梨市牧丘町室伏 2452	0553-35-5522
地域密着型介護福祉施設 カインドネスケア		山梨市三ヶ所 144-1	0553-34-9411
サービス付高齢者向け住宅 リアンフォート		山梨市七日市場 710-3	0553-20-1081
特別養護老人ホーム 恵信ロジェ	社会福祉法人 恵信福祉会	山梨市南 1335	0553-20-1711
地域密着型特別養護老人ホーム サテライトロジェ山梨		山梨市落合 464-1	0553-39-8380

○要配慮者利用施設一覧

施設の名称	所在地	対象となるハザード	
		洪水	土砂災害
山梨県立ろう学校	山梨市大野 1009	○	
養護老人ホーム晴風園	山梨市大野 1035-1	○	
くわの家ステラフレンズ	山梨市大野 956-2	○	
山梨クリナース	山梨市大野 1551-1	○	
加納岩総合病院	山梨市上神内川 1309	○	
日下部記念病院	山梨市上神内川 1363	○	
ふえふき	山梨市上神内川 1321-1	○	
ほっとはうす	山梨市上神内川 1127-1	○	
ラベンダー	山梨市上神内川 1320-2	○	
山梨南中学校	山梨市下石森 376	○	
つつじクリニック	山梨市上石森 1338-25	○	
林辺こどもクリニック	山梨市小原西 1045-1	○	
サポートセンターハロハロー番館	山梨市小原西 1309-1	○	
デイサービス日和	山梨市南 1006-5	○	
加々美医院	山梨市北 514-1	○	
やまぶきデイサービスセンター	山梨市大工 1441		○
デイサービスあさひ	山梨市万力 726-3	○	
グリーンハウス	山梨市万力 154-6	○	
すずらんの家	山梨市万力 1088 アーバンライフ藤 203	○	
ぶどうの家	山梨市万力 154-1	○	
山梨児童センター	山梨市正徳寺 1273-1	○	
山梨学童クラブ	山梨市正徳寺 1273-1	○	
恵信サテライトロジェ山梨	山梨市落合 464-1	○	
サンコート山梨	山梨市落合 781-1	○	
山梨小学校	山梨市落合 1-7	○	
秋元医院	山梨市落合 548	○	
山梨厚生病院	山梨市落合 860	○	
市立山梨保育園	山梨市落合 43- 1	○	
放課後等デイサービス事業所さくら	山梨市落合 838-2	○	
ひらしな	山梨市落合 860	○	
日川高等学校	山梨市一町田中 1062	○	
特別養護老人ホーム桃源荘	山梨市一町田中 155	○	
サテライト桃源荘日川	山梨市一町田中 197	○	

ゆららかデイサービス	山梨市歌田 110-3 コンフォートヤマナシ 1階	○	
日川小学校	山梨市歌田 140-1	○	
風の子保育園	山梨市歌田 2 7	○	
日川学童クラブ	山梨市歌田 140-1	○	
窪平保育園	山梨市牧丘町窪平 527		○
牧丘福祉作業所ひまわりの家	山梨市牧丘町窪平 450-1		○
そだち園	山梨市牧丘町室伏 1861		○
白樺園	山梨市三富川浦 2203		○

○防災倉庫備蓄品一覧

地区名	設置場所	発電機	浄水器	毛布	コードリール	ヘルメット	トイレテント	簡易トイレ	便袋	投光機	スコップ	土嚢袋
加納岩	加納岩小学校	3	3	56	1	50	2	2	200	4	2	200
	山梨南中学校	4	3	136	1	80	2	2	200	4	2	200
	加納岩公民館	1	1	90	0	30	2	2	200	1	2	200
	ろう学校	1	1	70	1	40	2	2	200	2	2	200
日下部	日下部小学校	3	3	86	1	50	2	2	200	3	2	200
	山梨北中学校	3	3	130	1	80	2	2	200	4	2	200
八 幡	八幡小学校	2	3	86	1	50	2	2	200	2	2	200
	旧堀之内小学校	2	2	106	1	50	2	2	200	1	2	200
	八幡公民館	1	1	50	0	25	2	2	200	1	2	200
山 梨	山梨小学校	3	3	86	1	50	2	2	200	4	2	200
	山梨公民館	2	1	50	0	30	2	2	200	1	2	200
日 川	日川小学校	4	3	106	1	50	2	2	200	4	2	200
	日川高校	1	1	50	1	30	2	2	200	4	2	200
後屋敷	後屋敷小学校	5	3	106	1	47	2	2	200	2	2	200
岩 手	岩手小学校	3	2	106	1	50	2	2	200	4	2	200
諏 訪	花かげの湯	1	1	30	1	15	2	2	200	1	2	200
	牧丘町コミュニティーセンター	1	1	10	1	5	2	2	200	1	2	200
	笛川中学校	2	1	20	1	10	2	2	200	2	2	200
	笛川小学校	2	1	30	1	15	2	2	200	2	2	200
	道の駅まきおか	1	1	20	1	10	2	2	200	1	2	200
中 牧	中牧公民館	1	1	20	1	10	2	2	200	1	2	200
	旧牧丘第二小学校	2	1	20	1	10	2	2	200	2	2	200
	旧保健農園ホテル・フフ山梨	1	1	10	1	5	2	2	200	1	2	200
西 保	旧牧丘第三小学校	2	1	30	1	15	2	2	200	2	2	200
三 富	旧三富保育園	1	1	10	1	5	2	2	200	1	2	200
	徳和地区多目的集会施設	2	1	10	1	5	2	2	200	1	2	200
	旧三富小学校	2	1	10	1	5	2	2	200	2	2	200
	基幹集落センター	1	1	10	1	5	2	2	200	1	2	200
	川浦地区集会所	1	1	10	1	5	2	2	200	1	2	200
	広瀬地区集会所	2	1	10	1	5	2	2	200	1	2	200
11 地区	30 箇所	60	48	1,564	27	837	60	60	6,000	61	60	6,000

○食料等備蓄状況一覧

備蓄品名		山梨市役所 (防災倉庫)	牧丘支所	三富支所
食料関係	アルファー化米 (100g/食)	12,900 食	250 食	150 食
	缶入りパン (100g/食)	1,908 食	72 食	24 食
	クッキー (8 枚/箱)	384 箱	-	-
	粉ミルク (13g×10 本入)	60 箱	-	-
	液体ミルク (240ml 缶)	72 本	-	-
	飲料水 (2ℓペットボトル)	720 本	-	-
	飲料水 (500ml ペットボトル)	15,792 本	240 本	120 本
備品関係	ブルーシート	500 枚	5 枚	5 枚
	毛布	1,000 枚	100 枚	50 枚
	空気枕	600 個	-	-
	ダンボールベッド	300 個	50 個	50 個
	パーテーション (段ボール)	200 組	-	-
	パーテーション (ワンタッチ)	83 組	12 組	5 組
	パーテーション (テント型)	4 組	-	-
	扇風機	15 台	-	-
	移動式エアコン	4 台	-	-
	紙おむつ (子ども用)	8,576 枚	256 枚	256 枚
	紙おむつ (大人用)	180 枚	192 枚	96 枚
	おしり拭き	144 袋	12 袋	12 袋
	哺乳瓶	85 本	-	-
	不織布マスク	43,500 枚	4,000 枚	2,000 枚
	消毒液 (手指用 18ℓ缶)	46 缶	2 缶	2 缶
	消毒液 (清掃用 18ℓ缶)	46 缶	2 缶	2 缶
	ペーパータオル (2,000 枚/袋)	2,640 袋	160 袋	80 袋
	ポリ手袋	60,000 枚	6,000 枚	6,000 枚
	簡易トイレ	12 個	-	-
	造水機	1 台	-	-
発電機	5 台	1 台	1 台	
発電機 (ハイブリッド式)	4 台	-	-	
投光器	11 台	1 台	1 台	
投光器・ソーラーパネル・蓄電池セット	2 組	-	-	

○水防倉庫一覽

番号	所管別	管 理 責任者	位 置	備蓄資材											その他
				土 木 器 具	発 電 機	丸 木	木 材 (<small>杭</small>)	空 俵 袋 類	ブ ル ー シ ー ト	ト ラ ロ ー プ	ト ラ ッ ク ロ ー プ	蛇 籠	鉄 線	釘	
				丁	式	本	本	枚	枚	卷	本	本	kg	kg	
1	加納岩	加納岩 水防分団	大野 晴風園北	37	1	85	80	630	3	3	7	10	100	4	
2	日下部	日下部 水防分団	七日市場 八幡橋東詰	44	1	15	40	640	7	2	2	2	100	7	鉄線籠 20本 毛布等 282枚
3	八幡	八幡 水防分団	北 八幡橋北	48	1	25	50	200	6	1	1	13	100	4	鉄線籠 10本
4	山梨	山梨 水防分団	万力 万力公園内	50	1	65	50	550	10	1	1	-	150	4	鉄線籠 50本 縄 7本
5	日川	日川 水防分団	歌田 新日川橋西	45	1	70	30	200	5	1	1	10	200	4	鉄線籠 15本
6	日川	日川 水防分団	下栗原 新日川橋東	12	1	10	10	200	5	5	5	3	100	-	
7	後屋敷	後屋敷 水防分団	東後屋敷 清水橋西	65	1	25	160	400	4	3	5	7	150	4	鉄線籠 10本
8	岩手	岩手 水防分団	東 岩手小学校東	6	1	20	50	200	10	3	-	7	100	-	鉄線籠 6本
9	牧丘	牧丘 水防分団	牧丘町窪平 牧丘支所	10	-	-	-	800	20	3	-	-	50	-	
10	三富	三富 水防分団	三富川浦 三富支所	4	1	-	-	500	5	2	-	-	-	-	
11	山梨市	山梨市	小原西 市役所西	53	1	5	150	3000	10	8	-	-	50	8	

○応急仮設住宅建設候補地一覧

建設候補地	所在地	土地所有者	面積 (㎡)	建設戸数 (戸)	特記事項
山梨市民総合体育館 軽スポーツ広場	山梨市上石森 701 番地	市有地	5,404	50	市道沿い
小原スポーツ広場	〃 小原西 843 番地 1		10,125	112	市道沿い
八幡スポーツ広場	〃 市川 1220 番地		9,324	80	市道沿い
旧牧丘町総合会館東側 駐車場	〃 牧丘町窪平 447 番地		2,820	25	市道沿い
替地公園	〃 牧丘町窪平 938 番地		745	6	市道沿い
旧保健農園ホテル フフ山梨公園	〃 牧丘町倉科 6968 番地 11		4,250	49	農道沿い
旧保健農園ホテル フフ山梨駐車場	〃 牧丘町倉科 7187 番地 1		880	7	農道沿い
三富徳和スポーツ広場	〃 三富徳和 984 番地		3,700	21	県道沿い
三富すももだいら スポーツ広場	〃 三富川浦 30 番地 3		8,000	84	市道沿い

○災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所一覧

番号	建物名	所在地	利用場所	設置台数
1	加納岩小学校	下神内川 123-2	体育館入口	2
2	山梨南中学校	下石森 376	体育館入口	3
3	山梨北中学校	小原東 359	体育館入口	3
4	日下部小学校	小原東 305	体育館入口	2
5	牧丘町総合会館（牧丘支所）	牧丘町窪平 350	1F ロビー	1
6	岩手公民館	東 1734-1	公民館入口	1
7	後屋敷公民館	三ヶ所 870-1	公民館入口	1
8	広瀬地区集会所	三富川浦 1819-189	公民館入口	1
9	山梨公民館	落合 1-7	公民館入口	1
10	徳和地区多目的集会施設	三富徳和 629	公民館入口	1
11	日川公民館	歌田 596	公民館入口	1
12	八幡公民館	市川 1220	公民館入口	1
13	加納岩公民館	上神内川 387-1	玄関	1
14	県立ろう学校	大野 1009	体育館入口	1
15	日下部公民館	小原東 577	玄関	1
16	旧堀之内小学校	堀内 1936	体育館入口	1

17	八幡小学校	北 1900-1	体育館入口	2
18	山梨市民会館	万力 1830	玄関ホール	2
19	山梨小学校	落合 1-7	体育館入口	2
20	日川小学校	歌田 140-1	体育館入口	2
21	県立日川高校	一町田中 1062	体育館入口	2
22	後屋敷小学校	三ヶ所 877	体育館入口	2
23	岩手小学校	東 1737-1	体育館入口	1
24	花かげの湯	牧丘町窪平 453-1	1F ロビー	1
25	山梨市牧丘町コミュニティセンター	牧丘町窪平 56	2F ロビー	1
26	笛川中学校	牧丘町窪平 1100	体育館入口	2
27	笛川小学校	牧丘町窪平 1200	体育館入口	2
28	道の駅花かげの郷まきおか	牧丘町室伏 2120	情報コーナー	1
29	旧牧丘第二小学校	牧丘町倉科 5938-2	体育館入口	1
30	旧保健農園ホテル フフ山梨	牧丘町倉科 7190	倉庫	1
31	中牧多目的集会施設	牧丘町西保下 2252	事務室	1
32	旧牧丘第三小学校	牧丘町牧平 16	体育館入口	1
33	西保多目的集会施設	牧丘町牧平 36-1	玄関	1
34	笛川小学校 柳平分校	牧丘町柳平 43	元職員室	1
35	旧三富保育園	三富下荻原 120	玄関	1
36	旧三富小学校	三富下釜口 165-1	体育館入口	1
37	三富基幹集落センター	三富川浦 262	1F ホール	1
38	川浦公民館	三富川浦 1441-4	1F ロビー	1

災害時に電話の集中により固定電話・携帯電話がつながりにくい状態になることが予想されます。そこで、避難所等に災害時用公衆電話を設置することにより、電話がつながりにくい状態になった場合でも災害時優先電話となりますので、比較的つながり易くなります。

なお、この災害時用公衆電話は、災害用伝言ダイヤル優先となります。災害用伝言ダイヤルについては、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状態になった場合に「災害用伝言ダイヤル 171」に電話をし、伝言等（現在のいる場所や家族の安否等）を登録しておくこと、登録した方に電話をかけてきた方が、登録した方の伝言を聞くことができます。

○「災害用伝言ダイヤル 171」の利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の被災地への通信が増加し、電話がつながりにくくなる。

このようなつながりにくい状況になった場合に、被災地域内やその他の地域の人との間で「声の伝言板」の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル」がNTT 東日本により提供される。

「災害用伝言ダイヤル」とは、被災地の人が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国的に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができるシステム

提供の条件

○利用できる電話・・・災害用伝言ダイヤルがご利用可能な電話は、加入電話、INS ネット※、公衆電話、ひかり電話※及び、災害時にNTT 東日本が避難所などに設置する災害時用公衆電話になります。携帯電話・PHSからも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。

※INS ネット及び、ひかり電話でダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

○提供開始時期・・・災害が発生し、安否確認のための通話が増加し、被災地へむけての通話がつながりにくい状況になっている場合

○伝言録音時間・・・1伝言あたり30秒以内

○伝言保存期間・・・災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで。
（体験利用時は、体験利用期間終了まで）

○利用料金・・・NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合、各通信事業者にお問い合わせください。伝言録音等のセンター利用料は無料です。

※避難所等に設置する災害時用公衆電話からのご利用は無料となります。

※NTT ホームページ参照

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	171をダイヤル	1 7 1				通話料は発生しません
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。				
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	
		1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 x x x x	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 x x x x	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0 x x x x x x x x x x				通話料は発生しません
伝言ダイヤルセンターに接続します。 ※1						
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号 0XXXXXXXX (暗証番号 XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおしてください。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号 0XXXXXXXX の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおしてください。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		通話料は発生しません ※2
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をおきり下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生		
(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)			
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] 電話をお切り下さい。			
⑤	終了	自動で終話します。				

※1 センター利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンター利用料は無料です。

※2 通話料について

INS ネット及び、ひかり電話でダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。携帯電話・PHS からも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。

〔消防関係〕

○消防施設等実施計画一覧

区分	種 別	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
消 防 団	ポンプ自動車	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台
	小型動力ポンプ付積載車					1 台
	耐震性貯水槽 (40 m ³)	1 基	1 基	1 基	1 基	1 基

○市内簡易ガス事業者一覧

事業者名	供給地点郡名	地点数	所在地
山光石油(株)	県営ぬくもり団地	156	山梨市上之割地内
日東物産(株)	山梨市営日川団地	90	〃 一町田中 200
ENEOS グローブ エナジー(株)	小原東住宅	80	〃 小原東 83-1
	県営東山梨団地	110	〃 小原東字東反保 45
	小原東第二住宅	80	〃 小原東字南反保 993-2
	山梨市営大野団地	90	〃 大野字明三田 990
(株)ミツウロコ	山梨市営小原団地	120	〃 小原東 720

○ガス小売事業（旧簡易ガス）者一覧

	販売所名称	販売所所在地	販売所電話番号
1	窪田商店	山梨市一町田中 9 6 0 - 3	0553-22-0736
2	土屋ガス商店	〃 上栗原 8 4 8 番地	0553-22-0737
3	矢崎商店	〃 上神内川 1 1 1 4 番地	0553-22-0317
4	株式会社斉藤商店	〃 下神内川 1 4 6 番地	0553-22-0024
5	奥山米穀店	〃 牧丘町西保中 1 8 8 3 番地	0553-35-2222
6	永田石油	〃 牧丘町窪平 5 0 0 番地	0553-35-2129
7	山崎石油店	〃 上神内川 1 0 5 3 番地の 1 0	0553-22-0847
8	ヤマノLPガス販売所	〃 小原西 7 4 1 番地	0553-22-0007
9	日東物産株式会社山梨市出張所	〃 小原東 1 7 2 番地	0553-23-2212
10	山梨市エルピーガス販売協同組合	〃 小原西 7 4 1 番地	0553-22-0007
11	山梨プロパン株式会社	〃 東 3 0 8 番地	0553-22-0887
12	秋山商会	〃 大野 8 1 3 - 1	0553-22-0599
13	有限会社若月商事	〃 牧丘町西保下 8 9 5 番地	0553-35-2315
14	株式会社タカギ	〃 小原西 6 2 6 番地の 1	0553-22-6666
15	有限会社ライフショップこうの	〃 上神内川 7 2 3 番地 1	0553-22-0328
16	有限会社マルヤマ	〃 万力 1 8 6 3 番地	0553-22-0886
17	株式会社小野設備	〃 下石森 7 0 2 番地	0553-22-2535
18	株式会社山梨ミツウロコ峡東店	〃 下栗原 1 0 4 1 番地	0553-23-4222

〔気象観測関係〕

○市内気象観測施設一覧

第1 雨量観測所

1 県所管

建設事務所名	観測場所	観測所名	備考
中北	山梨市切差字八幡山1855-1	太良峠	
峡東	〃 牧丘町袖口3007-5	袖口	
〃	〃 牧丘町西保下6256-1	井戸川	

2 県所管・ダム

事務所名	観測所場所	観測所名	備考
広瀬ダム	山梨市三富上釜口篠平	広瀬ダム	
〃	〃 三富上釜口西沢	西沢	
〃	〃 三富上釜口芦毛山	ナレイ沢	
琴川ダム	〃 牧丘町北原	琴川ダム	

3 県管理以外の雨量観測所

河川名	観測所名	所管官庁名	位置	自記普通別		監視所名
				自	普	
笛吹川	三富雨量観測所	国土交通省関東地方整備局	山梨市三富	○		甲府河川国道事務所

第2 簡易雨量計

河川名	配置場所	観測責任者
笛吹川	山梨市役所 山梨市小原西845	山梨市役所防災危機管理課 (水防本部)
笛吹川・鼓川・琴川	牧丘支所 山梨市牧丘町窪平350	牧丘支所
笛吹川・徳和川	三富支所 山梨市三富川浦262	三富支所

第3 甲府地方気象台気象観測施設

観測所名	観測種目						所在地	緯度 ・/	経度 ・/	観測所 の高さ m	風向風 速系地 上の高 さ m
	降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他					
乙女湖	○						山梨市牧丘町柳平	35° 48.4	138° 39.3	1,465	

第4 水位観測所

河川名	水位 観測所名	水位観測所位置	建設 事務所 名	通報 水位	平水 位	警戒 水位	関係管理団体	摘要
笛吹川	石和	笛吹市石和町市部	峡東	1.50	0.0	2.00	笛吹市、山梨市	国土交通省
笛吹川	亀甲橋	山梨市南	峡東	2.50	0.58	3.40	山梨市	国土交通省
重川	重川赤尾堰 堤下	甲州市塩山赤尾 255	峡東	1.10		1.80	甲州市、山梨市、	
びんぐし川	びんぐし川 穴田橋	甲州市勝沼町 休息 1959	峡東	0.60		1.10	甲州市、山梨市	
日川	日川葡萄橋	甲州市勝沼町 下岩崎 1435	峡東	0.80		1.40	甲州市、山梨市、 笛吹市	
重川	重川	山梨市歌田 1127	峡東	0.70		1.20	山梨市	

○異常気象時における道路等通行規制基準

第1 一般国道

路線名	管理 事務所名	連絡先 電話番号	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等 観測所	危険内容	迂回路
			区間	延長 (km)				
国道 140 号	峡東建設 事務所	(0553) 20-2734	山梨市三富広瀬地内～ " 三富川浦 (地藏沢橋)	4.2	連続雨量 80 mm以上	三富	土砂崩落	なし

第2 主要地方道

路線名	管理 事務所名	連絡先 電話番号	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等 観測所	危険内容	迂回路
			区間	延長 (km)				
甲府 山梨線	峡東・中北 建設事務 所	(0553) 20-2734 (055) 224-1667	甲府市上積翠寺 洞地内～ 山梨市切差字戸市	8.0	連続雨量 100 mm以上	太良峠	土砂崩落、 路肩欠損	なし

第3 一般県道

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	規制区間		規制条件(通行止)	気象等観測所	危険内容	迂回路
			区間	延長(km)				
柳平塩山線	峡東建設事務所	(0553) 20-2734	山梨市牧丘町柳平～ 〃 牧丘町杣口 (鳥之口橋)	9.2	連続雨量 120 mm以上	杣口	土砂崩落、 路肩欠損	なし

第4 有料道路

路線名	担当事務所名	規制区間			規則条件(通行止)		危険内容
		区間	距離標	延長(km)	気象等基準値雨量	気象観測所	
雁坂トンネル 有料道路	雁坂トンネル 有料道路 管理事務所	埼玉県秩父市大滝 山梨市三富川浦	B・P E・P	6.8	連続雨量 80 mm以上	三富観測所	土砂崩落

第5 異常気象における県営林道(生活関連・一種林道) 通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間			規制条件(通行止)		気象等観測所
		所在地	規制区間	延長(m)	気象等基準値		
川上牧丘	峡東林務環境事務所	山梨市牧丘町	林道起点～終点	22,267	時間雨量 10 mm	連続雨量 50 mm	—
水ヶ森	〃	〃 牧丘町外	〃	20,063	〃	〃	—
荒川	〃	〃 牧丘町	乙女高原～終点	2,700	〃	〃	—

〔輸送・応援受入施設関係〕

○飛行場外離着陸場一覧

市町村名	場外離着陸場	緊急離着陸場
山梨市	広瀬ダム公園	笛吹川フルーツ公園森の広場駐車場、下石森重川河川敷ヘリポート、山梨市民総合体育館駐車場、笛川中学校グラウンド、笛川小学校柳平分校グラウンド

太字は避難場所指定地

○ヘリコプター主要発着場一覧

指定区分		所属地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ)	消防署からの所要時間(所)	地域防災計画への掲上
県	市町村	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型			
		山梨市	上神内川 189-1		加納岩小学校校庭	学校長			○	74×100	5	○
		〃	小原東 305		日下部小学校校庭	〃			○	69×127	9	○
		〃	三ヶ所 877		後屋敷小学校校庭	〃			○	60×81	13	○
		〃	歌田 143		日川小学校校庭	〃	○			80×118	7	○
		〃	落合 3		山梨小学校校庭	〃		○		75×90	10	○
		〃	北 1889		八幡小学校校庭	〃		○		75×80	10	○
		〃	堀内 1936		旧堀之内小学校校庭	教育長			○	45×85	12	○
		〃	東 1760		岩手小学校校庭	学校長			○	60×90	12	○
		〃	下石森 287		山梨南中学校校庭	〃	○			105×160	6	○
		〃	小原東 359		山梨北中学校校庭	〃	○			110×170	7	○
		〃	市川 1220		八幡スポーツ広場	教育長	○			100×75	10	
		〃	一町田中 1062		日川高校校庭	学校長	○			100×75	6	○
		〃	一町田中		日川高校第二グラウンド	〃	○			95×120	7	
		〃	上神内川 194		山梨高校校庭	〃		○		80×80	5	○
		〃	大野 1009		ろう学校校庭	〃		○		100×50	7	
		〃	牧丘町窪平 1100		笛川中学校校庭	〃	○			90×110	12	
		〃	牧丘町倉科 5938-2		旧牧丘第二小学校校庭	教育長			○	40×60		
		〃	牧丘町牧平 16		旧牧丘第三小学校校庭	〃			○	80×40	20	○

		〃	牧丘町柳平 43		柳平分校校庭	〃		○	45×45	40	
		〃	三富下釜口 447		三富スポーツ広場	市長	○		100×60	15	○
		〃	三富川浦 1394		三富川浦スポーツ広場	教育長		○	40×60	20	○
		〃	三富徳和 948		三富徳和スポーツ広場	〃		○	60×50	20	

○自衛隊宿泊予定施設一覧

市町村名	名 称	所 在 地	宿泊可能 人 員	備 考
山梨市	山梨市働く婦人の家・勤労者福祉センター	山梨市上神内川 1348	90	
〃	山梨高校体育館	〃 上神内川 194	300	
〃	日川高校体育館	〃 一町田中 1067	300	
〃	山梨北中学校体育館	〃 小原東 359	300	
〃	山梨南中学校体育館	〃 下石森 287	300	
〃	日下部小学校体育館	〃 小原東 305	100	
〃	八幡小学校体育館	〃 北 1889	100	
〃	旧堀之内小学校体育館	〃 堀内 1936	80	
〃	山梨小学校体育館	〃 落合 3	150	
〃	日川小学校体育館	〃 歌田 143	150	
〃	岩手小学校体育館	〃 東 1760	80	
〃	後屋敷公民館	〃 三ヶ所 870-1	20	
〃	加納岩公民館	〃 上神内川 387-1	100	
〃	八幡公民館	〃 市川 1220	100	
〃	日川公民館	〃 歌田 596	30	
〃	日下部公民館	〃 小原東 577	120	
〃	西保多目的集会施設	〃 牧丘町牧平 36-1	100	
〃	旧牧丘町総合会館	〃 牧丘町窪平 477	50	
〃	旧三富小学校	〃 三富下釜口 165-1	370	
〃	川浦公民館	〃 三富川浦 1394	290	

○緊急輸送路一覧

区分	道路種別	路線番号	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	一般国道 (指定外)	140	国道 140 号	埼玉県境～笛吹市境（西関東連絡道路経由）
		411	国道 411 号	市内全線
第二次緊急輸送道路	一般国道	140	国道 140 号	万力ランプ～岩手ランプ交点
		202	山梨市停車場線	山梨市駅前交差点～国道 411 号交点
	一般県道	208	下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点～笛吹市境
		219	柳平塩山線	国道 140 号交点～市立牧丘病院
		216	万力小屋敷線	八日市場跡交差点～甲州市境
		市町村道	01016	市役所前通り線
	01015		山梨市駅東山梨線	山梨市駅前交差点～八日市場跡交差点
	14138		富士塚通り	フルーツ公園入口交差点～フルーツライン交点
	13226		フルーツライン	富士塚通り線交点～笛吹川フルーツ公園

〔山地等災害危険箇所関係〕

○地すべり防止区域一覧

第1 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域指定一覧表

農務関係(農村振興局所管)			林務関係(林野庁所管)			土木関係(国土交通省所管)		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
						1	7.38	戸市

第2 地すべり危険箇所一覧表(国土交通省所管)

箇所数	箇所名
6	戸市、市川、矢坪、倉科、青笹、切差

○急傾斜地危険区域一覧

第1 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

指定区域名	都市	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	指定保全戸 (戸)
戸市	山梨	切差	戸市	昭48. 11. 15	0682	1.60	7
切差	〃	切差	峰	昭52. 12. 12	0423	1.35	11
水口	〃	水口	形山 他	昭57. 4. 8	0189	4.79	24
水口	〃	水口	形山	昭62. 8. 13	0298	0.16	1
万力	〃	万力	獅子岩	昭61. 7. 24	0360	2.20	22
万力寺横	〃	万力	観音山	昭61. 7. 24	0361	0.20	4
山口	〃	水口	山口	昭63. 9. 5	0405	1.42	10
南	〃	南	塔山 他	平2. 2. 8	0055	0.43	21
山梨北	〃	北他	西明見 他	平2. 11. 15	0563	0.60	5
小田野山	〃	牧丘町西保下 他	小野田 他	平7. 3. 13	0087	1.69	10
隼の3	〃	牧丘町準	坂ノ上 他	平15. 1. 30	0040	1.19	13
興南の2	〃	三富下釜口	古仏像道下地	平6. 2. 17	0146	0.75	8
興南の2	〃	三富下釜口	古仏像道下地	平10. 3. 19	0108	1.02	3
釜口	〃	三富上釜口	上ノ平 他	平9. 3. 31	0129	0.99	18
芦沢	〃	三富上釜口	芦沢	平10. 3. 19	0107	1.62	12
青笹	〃	三富上釜口	笹原	平17. 3. 17	0132	0.5	13
興南の2	〃	三富下釜口	古仏像道下地	平20. 3. 17	0110	0.16	1
計		17				20.67	183

第2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

危険箇所名	郡市	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
戸市	山梨市	切差	上戸石沢	6	戸市
切差の2	〃	切差	峰	6	切差
山口の2	〃	水口	山口	5	
山口の1	〃	水口	山口	5	
水口	〃	水口	山地	5	水口
水口の2	〃	水口	形山	7	
水口の3	〃	水口	水口	5	
市川	〃	市川	八幡	11	
市川の2	〃	市川	八幡	15	
北	〃	北	明見	21	山梨北
南の2	〃	南	南	1	
南	〃	南	塔山脇原	15	南
万力	〃	万力	獅子岩	25	万力
万願寺横	〃	万力	観音山	2	万力寺横
塩平	〃	牧丘町北原	塩平	8	
柚口	〃	牧丘町柚口	柚口	1	
口梨	〃	牧丘町室伏	口梨	7	
乙ヶ妻	〃	牧丘町室伏	乙ヶ妻	7	
室伏	〃	牧丘町室伏	室伏	1	
古屋敷他	〃	牧丘町成沢	古屋敷他	1	
上ノ平	〃	牧丘町牧平	上ノ平	17	
押手沢	〃	牧丘町牧平	押手沢	0	
古宿	〃	牧丘町西保中	古宿	2	
古宿の2	〃	牧丘町西保中	古宿	9	
小田野山	〃	牧丘町西保下	小田野山	8	小田野山
小田野	〃	牧丘町西保下	小田野	7	小田野山
十王堂	〃	牧丘町西保下	十王堂	7	
馬場	〃	牧丘町西保中	馬場	6	
中尾坂	〃	牧丘町倉科	中尾坂	7	
神田	〃	牧丘町倉科	神田	6	
請地	〃	牧丘町倉科	請地	7	
西窪	〃	牧丘町窪平	西窪	10	
七鍛冶屋	〃	牧丘町窪平	大鍛冶屋	0	
隼	〃	牧丘町隼		9	

下前田	〃	牧丘町隼	下前田	11	
隼の2	〃	牧丘町隼		8	
隼の3	〃	牧丘町隼		13	
広瀬	〃	三富川浦	広瀬	5	
広瀬の2	〃	三富川浦	広瀬	19	
芦沢	〃	三富上釜口	芦沢	13	芦沢
赤の浦	〃	三富上釜口	赤の浦	8	
円川	〃	三富川浦	円川	10	
青笹	〃	三富上釜口	青笹	8	青笹
青笹の2	〃	三富上釜口	青笹	5	
天科	〃	三富川浦	天科	22	
釜口	〃	三富上釜口	小グシ	14	釜口
湯の平	〃	三富川浦	湯の平	6	
湯平	〃	三富川浦	湯平	9	
西の平	〃	三富下釜口	西の平	5	
雷	〃	三富川浦	雷	5	
上荻原	〃	三富川浦	上荻原	8	
上荻原の2	〃	三富川浦	上荻原	2	
若林	〃	三富下釜口	若林	4	
徳和	〃	三富徳和	徳和	8	
小屋沢	〃	三富徳和	石合	28	
下釜口	〃	三富下釜口	下釜口	0	
下釜口の2	〃	三富下釜口	下釜口	1	
下釜口の3	〃	三富下釜口	下釜口	6	
興南の2	〃	三富上柚木	興南	9	興南の2
興南	〃	三富上柚木	興南	5	
塩原	〃	三富上柚木	塩原	6	
計		61		487	

○山地災害危険地一覽

所管	市町村名	崩壊土砂流出	山腹崩壊	地すべり	合計
		箇所数	箇所数	箇所数	
峡東林務環境事務所	山梨市	138	67	1	206

第1 崩壊土砂流出危険地区一覽表

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
205	1	山梨市	牧丘町柳平		205	36	山梨市	牧丘町牧平	
205	2	〃	牧丘町柳平		205	37	山梨市	牧丘町牧平	
205	3	〃	牧丘町柳平		205	38	山梨市	牧丘町牧平	
205	4	〃	牧丘町柳平		205	39	山梨市	牧丘町牧平	
205	5	〃	牧丘町柳平		205	40	山梨市	牧丘町牧平	
205	6	〃	牧丘町柳平		205	41	山梨市	牧丘町牧平	
205	7	〃	牧丘町柳平		205	42	山梨市	牧丘町牧平	
205	8	〃	牧丘町袖口		205	43	山梨市	牧丘町牧平	
205	9	〃	牧丘町袖口		205	44	山梨市	牧丘町牧平	
205	10	〃	牧丘町袖口		205	45	山梨市	牧丘町牧平	
205	11	〃	牧丘町袖口		205	46	山梨市	牧丘町西保中	
205	12	〃	牧丘町袖口		205	47	山梨市	牧丘町西保中	
205	13	〃	牧丘町袖口		205	48	山梨市	牧丘町西保中	
205	14	〃	牧丘町袖口		205	49	山梨市	牧丘町西保中	
205	15	〃	牧丘町室伏		205	50	山梨市	牧丘町西保中	
205	16	〃	牧丘町室伏		205	51	山梨市	牧丘町西保下	
205	17	〃	牧丘町室伏		205	52	山梨市	牧丘町西保下	
205	18	〃	牧丘町室伏		205	53	山梨市	牧丘町西保下	
205	19	〃	牧丘町北原		205	54	山梨市	牧丘町西保下	
205	20	〃	牧丘町北原		205	55	山梨市	牧丘町西保下	
205	21	〃	牧丘町北原		205	56	山梨市	牧丘町西保下	
205	22	〃	牧丘町北原		205	57	山梨市	牧丘町西保下	
205	23	〃	牧丘町北原		205	58	山梨市	牧丘町西保下	
205	24	〃	牧丘町北原		205	59	山梨市	牧丘町西保下	
205	25	〃	牧丘町北原		205	60	山梨市	牧丘町倉科	
205	26	〃	牧丘町北原		205	61	山梨市	牧丘町倉科	
205	27	〃	牧丘町北原		205	62	山梨市	牧丘町倉科	
205	28	〃	牧丘町北原		205	63	山梨市	牧丘町倉科	
205	29	〃	牧丘町北原		205	64	山梨市	牧丘町倉科	
205	30	〃	牧丘町北原		205	65	山梨市	牧丘町隼	
205	31	〃	牧丘町北原		205	66	山梨市	牧丘町成沢	
205	32	〃	牧丘町北原		205	67	山梨市	牧丘町成沢	
205	33	〃	牧丘町北原		205	68	山梨市	牧丘町成沢	
205	34	〃	牧丘町北原		205	69	山梨市	三富下萩原	
205	35	〃	牧丘町北原		205	70	山梨市	三富下萩原	

危険地区番号		位 置		備 考
市町村	地区	市町村	大字、字	
205	71	山梨市	三富下萩原	
205	72	〃	三富下萩原	
205	73	〃	三富徳和	
205	74	〃	三富徳和	
205	75	〃	三富柚木	
205	76	〃	三富柚木	
205	77	〃	三富柚木	
205	78	〃	三富柚木	
205	79	〃	三富柚木	
205	80	〃	三富下釜口	
205	81	〃	三富下釜口	
205	82	〃	三富下釜口	
205	83	〃	三富下釜口	
205	84	〃	三富川浦	
205	85	〃	三富上釜口	
205	86	〃	三富上釜口	
205	87	〃	三富上釜口	
205	88	〃	三富上釜口	
205	89	〃	三富上釜口	
205	90	〃	三富上釜口	
205	91	〃	三富上釜口	
205	92	〃	三富川浦	
205	93	〃	三富川浦	
205	94	〃	三富川浦	
205	95	〃	三富川浦	
205	96	〃	三富川浦	
205	97	〃	三富川浦	
205	98	〃	三富川浦	
205	99	〃	三富川浦	
205	100	〃	三富川浦	
205	101	〃	三富川浦	
205	102	〃	三富川浦	
205	103	〃	三富川浦	
205	104	〃	三富川浦	

危険地区番号		位 置		備 考
市町村	地区	市町村	大字、字	
205	105	山梨市	三富川浦	
205	106	〃	三富川浦	
205	107	〃	西	
205	108	〃	西	
205	109	〃	北	
205	110	〃	北	
205	111	〃	南	
205	112	〃	大工	
205	113	〃	大工	
205	114	〃	大工	
205	115	〃	大工	
205	116	〃	水口	
205	117	〃	水口	
205	118	〃	水口	
205	119	〃	水口	
205	120	〃	水口	
205	121	〃	堀内	
205	122	〃	切差	
205	123	〃	切差	
205	124	〃	切差	
205	125	〃	切差	
205	126	〃	切差	
205	127	〃	切差	
205	128	〃	切差	
205	129	〃	切差	
205	130	〃	切差	
205	131	〃	切差	
205	132	〃	切差	
205	133	〃	切差	
205	134	〃	切差	
205	135	〃	切差	
205	136	〃	切差	
205	137	〃	矢坪	
205	138	〃	矢坪	

第2 山腹崩壊危険地区一覧

危険地区番号		位 置		備 考
市町村	地区	市町村	大字、字	
205	1	山梨市	牧丘町柳平	
205	2	〃	牧丘町袖口	
205	3	〃	牧丘町北原	
205	4	〃	牧丘町北原	
205	5	〃	牧丘町北原	
205	6	〃	牧丘町北原	
205	7	〃	牧丘町北原	
205	8	〃	牧丘町北原	
205	9	〃	牧丘町北原	
205	10	〃	牧丘町北原	
205	11	〃	牧丘町牧平	
205	12	〃	牧丘町牧平	
205	13	〃	牧丘町牧平	
205	14	〃	牧丘町牧平	
205	15	〃	牧丘町西保中	
205	16	〃	牧丘町西保中	
205	17	〃	牧丘町西保中	
205	18	〃	牧丘町西保下	
205	19	〃	牧丘町西保下	
205	20	〃	牧丘町西保下	
205	21	〃	牧丘町西保下	
205	22	〃	牧丘町西保下	
205	23	〃	牧丘町西保下	
205	24	〃	牧丘町倉科	
205	25	〃	牧丘町倉科	
205	26	〃	牧丘町倉科	
205	27	〃	牧丘町隼	
205	28	〃	牧丘町成沢	
205	29	〃	牧丘町成沢	
205	30	〃	三富下萩原	
205	31	〃	三富下萩原	
205	32	〃	三富徳和	
205	33	〃	三富徳和	
205	34	〃	三富徳和	

危険地区番号		位 置		備 考
市町村	地区	市町村	大字、字	
205	35	山梨市	三富柚木	
205	36	〃	三富柚木	
205	37	〃	三富柚木	
205	38	〃	三富下釜	
205	39	〃	三富下釜	
205	40	〃	三富上釜	
205	41	〃	三富上釜	
205	42	〃	三富上釜	
205	43	〃	三富上釜	
205	44	〃	三富上釜	
205	45	〃	三富上釜	
205	46	〃	三富上釜	
205	47	〃	三富川浦	
205	48	〃	三富川浦	
205	49	〃	三富川浦	
205	50	〃	三富川浦	
205	51	〃	西	
205	52	〃	北	
205	53	〃	北	
205	54	〃	市川	
205	55	〃	南	
205	56	〃	大工	
205	57	〃	大工	
205	58	〃	水口	
205	59	〃	切差	
205	60	〃	切差	
205	61	〃	切差	
205	62	〃	切差	
205	63	〃	切差	
205	64	〃	切差	
205	65	〃	切差	
205	66	〃	切差	
205	67	〃	矢坪	

第3 地すべり危険地区一覧

危険地区番号		位 置		備 考
市町村	地区	市町村	大字、字	
205	1	山梨市		

○土石流危険溪流一覧

	河川名	警戒を要する区域		保全対象区域の現状	
		溪流名	地名	人家戸数	公共施設数
1	平等川	西平等川	山根	110	13
2	〃	平等川	矢坪	86	10
3	〃	向山川	山根	79	6
4	〃	夕川	万力	1	1
5	兄川	畑沢	〃	11	3
6	〃	中沢	江曾原	9	0
7	〃	江曾原沢	〃	1	1
8	〃	日影沢	大工	1	1
9	〃	大神川	〃	67	15
10	〃	神峰川	水口	53	3
11	〃	前の沢	山口	13	1
12	〃	南沢	〃	19	3
13	〃	清水川	〃	28	4
14	〃	戸市川	切差	44	7
15	〃	戸市川の2	〃	7	0
16	〃	戸市川の1	〃	6	0
17	〃	棚沢川	〃	41	7
18	〃	本村川	〃	41	8
19	〃	猪乙川	〃	33	6
20	〃	船沢	水口	11	1
21	〃	東川	〃	27	4
22	〃	ハザマ沢	〃	8	1
23	〃	大川	〃	16	0
24	〃	兄川	下市川	13	1
25	〃	貴船川	堀の内	43	6
26	〃	天狗川	上市川	84	14
27	〃	弟川	〃	76	10
28	〃	谷津川	〃	68	8
29	〃	上の沢	〃	65	8
30	〃	兄川	堀内	6	0
31	弟川	第二上の沢	市川	37	2
32	西川	切通沢	西	15	0
33	〃	小反久保沢	〃	34	5

	河川名	警戒を要する区域		保全対象区域の現状	
		溪流名	地名	人家戸数	公共施設数
34	〃	細田沢	〃	34	5
35	〃	花後沢	〃	28	6
36	〃	滝沢川	〃	43	7
37	〃	西川	〃	91	9
38	〃	姥石沢	〃	79	7
39	笛吹川	うしみ沢	牧丘町隼	7	0
40	〃	ドン沢	牧丘町久保	0	1
41	鼓川	北井沢	牧丘町北井	0	1
42	〃	赤芝川	牧丘町赤芝	43	1
43	〃	わる沢	〃	49	1
44	〃	宮の入り沢	牧丘町膝立	6	1
45	〃	膝立沢の2	〃	8	0
46	〃	大沢	牧丘町漆川	6	0
47	〃	漆川	牧丘町上漆川	7	0
48	〃	西窪沢	牧丘町上漆川	6	1
49	〃	ブナヨテナ沢	牧丘町塩平	19	2
50	〃	湯沢	〃	5	0
51	〃	所平西沢	〃	6	0
52	〃	所平東沢	〃	11	4
53	〃	東北原沢	〃	10	0
54	〃	第二生捕沢	牧丘町上道上	28	1
55	〃	生捕沢	牧丘町上漆川	15	1
56	〃	上道北原沢	牧丘町上道上	28	5
57	〃	藤ノ戸沢	牧丘町北原	42	5
58	〃	上道沢	〃	24	1
59	〃	北ノ入沢	〃	5	2
60	〃	押手沢	牧丘町牧平原	1	4
61	〃	古宿入沢	牧丘町牧丘東	1	4
62	〃	押出川	牧丘町古宿	5	4
63	〃	芦沢川	牧丘町芦の沢	57	11
64	〃	中野入沢	〃	20	7
65	〃	在華沢	〃	15	4
66	〃	在華入沢	牧丘町在華	39	7
67	〃	十王入沢	牧丘町横道	25	3
68	〃	堀入沢	〃	13	2

	河川名	警戒を要する区域		保全対象区域の現状	
		溪流名	地名	人家戸数	公共施設数
69	〃	小田野沢	牧丘町城下	24	4
70	〃	東杉山沢	牧丘町小野田	28	3
71	〃	小野田沢	牧丘町唐沢	13	4
72	〃	東杉山沢	牧丘町笠原	11	3
73	〃	沼煙沢	〃	8	0
74	〃	大林窪沢	牧丘町述屋	5	0
75	〃	クドレ沢	〃	6	0
76	〃	谷津川の1	牧丘町豊原	18	2
77	〃	谷津川の2	〃	12	1
78	〃	谷津川の3	〃	10	1
79	〃	真智沢	牧丘町真智	24	3
80	〃	切石沢	〃	8	2
81	琴川	切沢	牧丘町袖口	11	3
82	〃	切沢の1	〃	8	0
83	〃	李平入沢	〃	65	9
84	〃	余沢	牧丘町柳平	28	5
85	〃	東沢	牧丘町袖口	28	5
86	〃	袖口沢	〃	28	5
87	〃	日梨沢	牧丘町妻	19	2
88	〃	永の前入沢	〃	11	0
89	〃	玄行洞入り沢	〃	11	0
90	〃	沢村沢	〃	8	0
91	笛吹川	室伏沢	牧丘町室伏	0	4
92	鼓川	大沢川	牧丘町大沢	20	1
93	〃	明神沢	牧丘町成沢	19	0
94	笛吹川	寺の沢	三富萩原	6	1
95	〃	下萩原北沢	〃	12	2
96	〃	上北沢	〃	6	4
97	徳和川	弥惣沢	三富徳和	12	0
98	笛吹川	徳和川	〃	53	8
99	徳和川	不動沢	〃	23	3
100	〃	宮の窪沢	三富興南	9	1
101	笛吹川	下南沢	三富下釜口	7	1
102	〃	南沢	〃	5	0
103	〃	下釜口沢	〃	2	1

	河川名	警戒を要する区域		保全対象区域の現状	
		溪流名	地名	人家戸数	公共施設数
104	〃	下釜口北沢	〃	0	1
105	〃	紗知沢	〃	0	4
106	〃	上釜口沢	三富天村	6	0
107	〃	青笹沢	三富青笹	7	5
108	〃	赤の浦沢	三富赤の浦	15	0
109	〃	窪の沢	三富芹沢	6	0
110	〃	芹沢川	〃	8	0
111	〃	第二久渡沢	三富西ノ平	0	7
112	〃	谷渡沢	三富瀬	8	4
113	〃	谷渡北沢	三富川浦	0	3
114	〃	観音沢	三富円川	11	4
115	〃	円川	〃	6	0
116	〃	枝沢	三富天科	8	0
117	〃	所の沢	〃	9	3
118	〃	オクジョウの窪	〃	8	3
119	〃	オオノ沢	〃	0	1
120	〃	第二円川	三富湯の平	7	2
121	〃	湯沢	三富湯の平	3	5
122	〃	第二湯沢	三富湯の平	1	1
123	〃	第三湯沢	三富湯の平	1	3
124	〃	第一雷沢	三富雷	16	5
125	〃	第一雷沢	三富雷	16	3
126	〃	金バン沢	三富雷	11	
127	〃	川浦沢	三富上萩原	3	4
128	〃	上の窪沢	三富上萩原	11	2
129	〃	塩沢	三富馬込	9	1
130	〃	南馬込沢	三富馬込	7	0
131	〃	滝沢川	三富寺井	3	1
132	〃	塩原沢	三富寺井	15	0

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	雷－1	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	雷－2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	上萩原の2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	上萩原－1	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	上萩原－2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	湯平－1	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	湯平－2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	湯平－3	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	円川	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	天科－1	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	天科－2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	湯の平Ⅱ－1	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	湯の平Ⅱ－2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	天科Ⅱの2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	天科Ⅱ	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	上萩原Ⅱ	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	雷Ⅱの2	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	雷Ⅱ	○	三富川浦	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	芹沢	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	赤の浦－1	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	赤の浦－2		三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	青笹		三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	青笹の2	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	釜口Ⅱ－2	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	釜口Ⅱの3	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	芹沢Ⅱ	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	西の平Ⅱ	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	釜口	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	西の平－1	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	西の平－2	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	西の平－3	○	三富上釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	若林	○	三富下釜口	H19.3.29	132

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	徳和	○	三富徳和	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	小屋沢	○	三富徳和	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口の2-1	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口の2-2	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口の3-1	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口の3-2	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口の3-3	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	興南の2-1	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	興南の2-2	○	三富下釜口	H29.3.23	74
急傾斜地の崩壊	興南	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	塩原	○	三富上柚木	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	若林Ⅱ	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	徳和Ⅱ	○	三富徳和	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口Ⅱ-1	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口Ⅱ-2	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下釜口Ⅱの2	○	三富下釜口	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	馬込Ⅱ-1	○	三富上柚木	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	馬込Ⅱ-2	○	三富上柚木	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	馬込Ⅱの2	○	三富上柚木	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下荻原Ⅱ-1	○	三富下荻原	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	下荻原Ⅱ-2	○	三富下荻原	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	馬込Ⅱの3	○	三富上柚木	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	稲子沢Ⅱ-1	○	三富上柚木	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	稲子沢Ⅱ-2	○	三富上柚木	H19.3.29	132
急傾斜地の崩壊	室伏	○	室伏	H19.6.7	229
急傾斜地の崩壊	古屋敷地	○	成沢	H19.6.7	229
急傾斜地の崩壊	成沢Ⅱの2-1	○	成沢	H19.6.7	229
急傾斜地の崩壊	成沢Ⅱの2-2	○	成沢	H19.6.7	229
急傾斜地の崩壊	室伏Ⅱ	○	室伏	H19.6.7	229
急傾斜地の崩壊	柚口	○	柚口	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	口梨-1	○	室伏	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	口梨-2	○	室伏	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	乙ヶ妻-1	○	室伏	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	乙ヶ妻-2	○	室伏	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	小田野山-1	○	西保下	H20.9.4	393

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	小田野山-2	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	小田野	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	十王堂-1	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	十王堂-2	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	馬場	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	中尾板	○	倉科	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	神田-1	○	倉科	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	神田-2	○	倉科	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	請地	○	倉科・城古寺	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	西窪	○	窪平	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	七鍛冶屋	○	窪平	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	下前田	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼の2-1	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼の2-2	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼の2-3	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼の2-4	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼の2-5	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼の3	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	柳平Ⅱ	○	柳平	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	柚口Ⅱ	○	柚口	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	柚口Ⅱの2-1	○	柚口	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	柚口Ⅱの2-2	○	柚口	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	柚口Ⅱの3	○	柚口	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	柚口Ⅱの4	○	柚口	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	小樽山Ⅱ	○	倉科	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	井戸川Ⅱ	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	井戸川Ⅱの2	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	真智Ⅱ	○	倉科	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	浦山Ⅱ-1	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	浦山Ⅱ-2	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	中尾Ⅱ	○	倉科・西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	辻尾Ⅱ	○	倉科・西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	北井Ⅱ	○	西保下	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	中尾坂Ⅱ	○	倉科	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	上川窪Ⅱ-1	○	窪平	H20.9.4	393

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	上川窪Ⅱ-2	○	窪平	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	窪平Ⅱ・窪平Ⅱの2	○	窪平	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	替地Ⅱ	○	窪平	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	隼Ⅱ	○	隼	H20.9.4	393
急傾斜地の崩壊	広瀬	○	三富川浦	H21.3.26	107
急傾斜地の崩壊	広瀬の2	○	三富川浦	H21.3.26	107
急傾斜地の崩壊	在華Ⅱ-1	○	牧丘町西保中	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	在華Ⅱ-2	○	牧丘町西保中	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	芦ノ沢Ⅱ	○	牧丘町西保中	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	古宿Ⅱ	○	牧丘町西保中	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	古宿	○	牧丘町西保中	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	古宿の2-1	○	牧丘町西保中	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	古宿の2-2	○	牧丘町西保中	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	塩平Ⅱの2	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	塩平Ⅱ	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	漆川Ⅱ	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	漆川Ⅱの2	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	塩平Ⅱの3	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	塩平-1	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	塩平-2	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	上道Ⅱ	○	牧丘町北原	H22.1.14	11
急傾斜地の崩壊	南の2	○	南	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	南	○	南	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	西Ⅱ	○	西	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	上ノ平	○	牧丘町牧平	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	押手川-1	○	牧丘町牧平	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	押手川-2	○	牧丘町牧平	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	膝立Ⅱ-1	○	牧丘町牧平	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	膝立Ⅱ-2	○	牧丘町牧平	H22.11.8	330
急傾斜地の崩壊	戸市-1	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	戸市-2	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	戸市-3	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	戸市-4	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差の2-1	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差の2-2	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差の2-3	○	切差	H23.3.24	128

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	切差の2-4	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差の2-5	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	山口の2	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	山口1-1	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	山口1-2	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	山口1-3	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	水口の1	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	水口の2	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	水口の3-1	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	水口の3-2	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	市川の1	○	市川	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	北-1	○	北	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	北-2	○	北	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	万力・万力Ⅱの2	○	万力	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	万力寺横	○	万力	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	戸市Ⅱ	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差の1	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差Ⅱ	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差Ⅱの2	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	山口Ⅱ	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	山口Ⅱの2・山口Ⅲ	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	水口Ⅱ	○	水口	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	万力Ⅱ	○	万力	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	万力Ⅱの3	○	万力	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	戸市Ⅲ-1	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	戸市Ⅲ-2	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差Ⅲ-1	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	切差Ⅲ-2	○	切差	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	北Ⅲ	○	北	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	北Ⅲの2	○	北	H23.3.24	128
急傾斜地の崩壊	赤芝の1	○	牧丘町牧平	H23.7.11	282
急傾斜地の崩壊	赤芝の2	○	牧丘町牧平	H23.7.11	282
急傾斜地の崩壊	膝立の1	○	牧丘町牧平	H23.7.11	282
急傾斜地の崩壊	膝立の2	○	牧丘町牧平	H23.7.11	282
急傾斜地の崩壊	牧平西	○	牧丘町牧平	H23.7.11	282
急傾斜地の崩壊	牧平東	○	牧丘町牧平	H23.7.11	282

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	法喻庵	○	牧丘町西保下	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	小田野の2	○	牧丘町西保下	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	豊原	○	牧丘町倉科	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	中屋	○	牧丘町倉科	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	中尾	○	牧丘町倉科	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	久保の1	○	牧丘町倉科	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	新井	○	牧丘町倉科	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	久保の2	○	牧丘町倉科	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	城古寺	○	牧丘町城古寺	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	千野々宮の1	○	牧丘町千野々宮	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	千野々宮の2	○	牧丘町千野々宮	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	千野々宮の3	○	牧丘町千野々宮	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	山本の1	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	山本の2	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	上の1	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	上の2	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	上の3	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	上の4	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	上の5	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	上の6	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	上の7	○	牧丘町袖口	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	室伏の2	○	牧丘町室伏	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	室伏の3	○	牧丘町室伏	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	室伏の4	○	牧丘町室伏	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	大沢	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	成沢の1	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	成沢の2	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	成沢の3	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	成沢の4	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	成沢の5	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	成沢の6	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	成沢の7	○	牧丘町成沢	H23. 7. 11	282
急傾斜地の崩壊	戸市の2	○	切差	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	切差の3	○	切差	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	切差の6	○	切差	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	山口の3	○	水口	H23. 7. 14	286

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	水口の4	○	水口	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	水口の5	○	水口	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	水口の6	○	水口	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	江曾原	○	江曾原	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	江曾原の2	○	江曾原	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	江曾原の3	○	江曾原	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	南の3	○	南	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	南の4	○	南	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	南の5	○	南	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	北の2	○	北	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	西の1	○	西	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	西の2	○	西	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	上岩下	○	上岩下	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	上岩下の2	○	上岩下	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の3	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の4	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の5	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の6	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の7	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の8	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の9	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の10	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	広瀬の11	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	円川の2	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	円川の3	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	円川の4	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	円川の5	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	円川の6	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	天科の2	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	天科の3	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	天科の4	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	湯の平の2	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	湯の平の3	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	雷の2	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	雷の3	○	三富川浦	H23.7.14	286
急傾斜地の崩壊	雷の4	○	三富川浦	H23.7.14	286

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	上萩原の3	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	上萩原の4	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	上萩原の5	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	上萩原の6	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	青笹の3	○	三富上釜口	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	下釜口の4	○	三富下釜口	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	下釜口の5	○	三富下釜口	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	興南の3	○	三富下釜口	H23. 7. 14	286
急傾斜地の崩壊	興南の4	○	三富下釜口	H23. 7. 14	286
土石流	芹沢川	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
土石流	西の平沢	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
土石流	天科沢	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
土石流	上釜口沢	○	三富上釜口	H19. 3. 29	132
土石流	観音沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	細入沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	枝沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	所の沢		三富川浦	H29. 3. 23	74
土石流	オクジョウ	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	オオノ沢		三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	番屋沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	湯沢-1	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	湯沢-2	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	第二湯沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	第三湯沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	金バン沢	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	川浦沢		三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	上ノ窪沢		三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	第二上の窪	○	三富川浦	H19. 3. 29	132
土石流	寺の沢		三富下萩原	H19. 3. 29	132
土石流	下萩原北沢		三富下萩原	H19. 3. 29	132
土石流	上北沢	○	三富下萩原	H19. 3. 29	132
土石流	弥惣沢		三富徳和	H19. 3. 29	132
土石流	不動沢	○	三富徳和	H19. 3. 29	132
土石流	宮の窪沢-1	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
土石流	宮の窪沢-2		三富下釜口	H19. 3. 29	132
土石流	下南沢		三富下釜口	H19. 3. 29	132

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
土石流	南沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
土石流	下釜口沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
土石流	下釜口北沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
土石流	紗知沢	○	三富下釜口	H19. 3. 29	132
土石流	塩沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
土石流	南馬込沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
土石流	滝沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
土石流	塩原沢	○	三富上柚木	H19. 3. 29	132
土石流	下荻原西沢	○	三富下荻原	H19. 3. 29	132
土石流	寺井沢		三富上柚木	H19. 3. 29	132
土石流	室伏沢	○	室伏	H19. 6. 7	229
土石流	大沢川ー 1	○	成沢	H19. 6. 7	229
土石流	大沢川ー 2	○	成沢	H19. 6. 7	229
土石流	明神沢	○	成沢	H19. 6. 7	229
土石流	丑見沢	○	隼	H20. 9. 4	393
土石流	ドン沢	○	倉科	H20. 9. 4	393
土石流	北井沢	○	西保下	H20. 9. 4	393
土石流	十王入り沢		西保下	H20. 9. 4	393
土石流	堀入沢	○	西保下	H20. 9. 4	393
土石流	小田野沢	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
土石流	東杉山沢		倉科・西保下	H20. 9. 4	393
土石流	沼煙沢	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
土石流	大林窪沢	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
土石流	クドレ沢ー 1	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
土石流	クドレ沢ー 2	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
土石流	谷津川の 1	○	西保下	H20. 9. 4	393
土石流	谷津川の 2ー 1	○	倉科・西保下	H20. 9. 4	393
土石流	谷津川の 2ー 2	○	倉科	H20. 9. 4	393
土石流	井戸川	○	倉科	H20. 9. 4	393
土石流	真智沢	○	倉科・柚口・千野々宮	H20. 9. 4	393
土石流	切石沢	○	倉科・柚口・千野々宮	H20. 9. 4	393
土石流	切沢川	○	柚口・千野々宮	H20. 9. 4	393
土石流	切沢の 1	○	柚口・千野々宮	H20. 9. 4	393
土石流	李平入沢	○	柚口	H20. 9. 4	393
土石流	琴川	○	柚口	H20. 9. 4	393
土石流	東沢	○	柚口	H20. 9. 4	393

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
土石流	柚口沢	○	柚口	H20. 9. 4	393
土石流	日梨沢－ 1	○	柚口・室伏	H20. 9. 4	393
土石流	日梨沢－ 2	○	室伏	H20. 9. 4	393
土石流	永の前入沢		室伏	H20. 9. 4	393
土石流	玄行洞入り沢	○	室伏	H20. 9. 4	393
土石流	沢村沢	○	室伏	H20. 9. 4	393
土石流	柳平沢	○	柳平	H20. 9. 4	393
土石流	久保山沢	○	柚口	H20. 9. 4	393
土石流	第二久渡沢	○	三富川浦	H21. 3. 26	107
土石流	谷渡川		三富川浦	H21. 3. 26	107
土石流	谷渡北沢	○	三富川浦	H21. 3. 26	107
土石流	中野入沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	在華沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	在華入沢－ 1	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	在華入沢－ 2		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	打越沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	西源寺入沢－ 1		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	西源寺入沢－ 2		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	古宿沢	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	押手川	○	牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	芦沢川－ 1		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	芦沢川－ 2		牧丘町西保中	H22. 1. 14	11
土石流	西窪沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	ブナヨコテノ沢	○	牧丘町北原・牧平	H22. 1. 14	11
土石流	湯沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	所平西沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	所平東沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	東北原沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	第二生捕沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	生捕沢		牧丘町北原・牧平	H22. 1. 14	11
土石流	上道北原沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	藤ノ戸沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	上道沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	北ノ入沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	下道沢		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	第二漆川	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
土石流	北原沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	大沢	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	漆川－ 1		牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	漆川－ 2	○	牧丘町北原	H22. 1. 14	11
土石流	西平等川－ 1	○	山根、矢坪、上岩下	H22. 11. 8	330
土石流	西平等川－ 2	○	山根、矢坪、上岩下	H22. 11. 8	330
土石流	平等川		矢坪、山根、上岩下	H22. 11. 8	330
土石流	向山川		山根、矢坪	H22. 11. 8	330
土石流	中沢	○	江曾原	H22. 11. 8	330
土石流	江曾原沢		山江曾原、大工	H22. 11. 8	330
土石流	天神川		大工、堀内	H22. 11. 8	330
土石流	神峰川	○	水口	H22. 11. 8	330
土石流	荒神沢	○	東	H22. 11. 8	330
土石流	切通沢	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	小反久保沢	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	細田沢－ 1		西	H22. 11. 8	330
土石流	細田沢－ 2		西	H22. 11. 8	330
土石流	花後沢	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	滝沢川－ 1	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	滝沢川－ 2	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	西川－ 1	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	西川－ 2	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	西川－ 3	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	西川－ 4	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	姥石沢	○	西	H22. 11. 8	330
土石流	膝立沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	赤芝川		牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	わる沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	宮ノ入西沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	宮ノ入沢		牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	膝立沢の 2	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	押手沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	古宿入り沢	○	牧丘町牧平	H22. 11. 8	330
土石流	夕川		万力	H23. 3. 24	128
土石流	畑沢	○	万力	H23. 3. 24	128
土石流	日影沢－ 1		大工	H23. 3. 24	128

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を 含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
土石流	日影沢－2	○	大工	H23.3.24	128
土石流	前の沢	○	水口	H23.3.24	128
土石流	南沢	○	水口	H23.3.24	128
土石流	清水川		水口	H23.3.24	128
土石流	兄川－1	○	切差	H23.3.24	128
土石流	兄川－2	○	切差	H23.3.24	128
土石流	兄川－3	○	切差	H23.3.24	128
土石流	兄川－4	○	切差	H23.3.24	128
土石流	兄川－5		切差	H23.3.24	128
土石流	兄川－6		切差	H23.3.24	128
土石流	戸市川の1	○	切差	H23.3.24	128
土石流	棚沢川		切差	H23.3.24	128
土石流	本村川	○	切差	H23.3.24	128
土石流	猪乙川	○	切差	H23.3.24	128
土石流	船沢	○	水口	H23.3.24	128
土石流	東川－1		水口	H23.3.24	128
土石流	東川－2	○	水口	H23.3.24	128
土石流	ハザマ沢	○	水口	H23.3.24	128
土石流	大川	○	水口	H23.3.24	128
土石流	第三上の沢	○	市川	H23.3.24	128
土石流	貴船川		堀内	H23.3.24	128
土石流	天狗川	○	市川	H23.3.24	128
土石流	弟川		市川	H23.3.24	128
土石流	谷津川－1	○	市川	H23.3.24	128
土石流	谷津川－2	○	市川	H23.3.24	128
土石流	谷津川－3	○	市川	H23.3.24	128
土石流	谷津川－4		市川	H23.3.24	128
土石流	上の沢	○	市川	H23.3.24	128
土石流	湯沢	○	堀内	H23.3.24	128
土石流	第二上の沢－1		市川	H23.3.24	128
土石流	第二上の沢－2	○	市川	H23.3.24	128
土石流	戸市川の2		切差	H23.3.24	128
土石流	西沢	○	水口	H23.3.24	128
土石流	沸沢の2	○	水口	H23.3.24	128
土石流	神峰北の沢	○	水口	H23.3.24	128
土石流	梨沢川	○	水口	H23.3.24	128

自然崩壊の種類	区域名	特別区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
土石流	山口沢の1	○	水口	H23. 3. 24	128
土石流	山口沢の2	○	水口	H23. 3. 24	128
土石流	西保下	○	牧丘町西保中	H23. 7. 11	282
土石流	牧平西の1	○	牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
土石流	牧平西の2	○	牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
土石流	膝立		牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
土石流	牧平西の3	○	牧丘町牧平	H23. 7. 11	282
土石流	谷渡川南沢の1		三富川浦	H23. 7. 14	286
土石流	谷渡川南沢の2	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
土石流	第四湯沢	○	三富川浦	H23. 7. 14	286
土石流	下釜口北沢の2	○	三富下釜口	H23. 7. 14	286
地滑り	青笹-1		三富上釜口	H19. 3. 29	132
地滑り	青笹-2		三富上釜口	H19. 3. 29	132
地滑り	青笹-3		三富上釜口	H19. 3. 29	132
地滑り	倉科-1		倉科・西保下	H20. 9. 4	393
地滑り	倉科-2		倉科・西保下	H20. 9. 4	393
地滑り	倉科-3		倉科・西保下	H20. 9. 4	393
地滑り	戸市-1		切差	H23. 3. 24	128
地滑り	戸市-2		切差	H23. 3. 24	128
地滑り	戸市-3		切差	H23. 3. 24	128
地滑り	戸市-4		切差	H23. 3. 24	128
地滑り	市川-1		市川	H23. 3. 24	128
地滑り	市川-2		市川	H23. 3. 24	128
地滑り	矢坪-1		矢坪	H23. 3. 24	128
地滑り	矢坪-2		矢坪	H23. 3. 24	128
地滑り	切差-1		切差	H23. 3. 24	128
地滑り	切差-2		切差	H23. 3. 24	128
地滑り	切差-3		切差	H23. 3. 24	128
地滑り	小グシ		三富上釜口	R3. 2. 1	24
地滑り	鳥谷原		牧丘町西保中	R3. 2. 1	24

〔様式等関係〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 (消防本部名)					
報告者名					

※爆発を除く。

消防長受信者氏名

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他				
出火場所					
出火日時 (感知日時)	月	日	時	分	(鎮圧日時) 鎮火日時
	(月)	(日)	(時)	(分)	(月)
火元の業態 ・用途			事業者名 (代表者名)		
出火箇所			出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢)	人		死者の生じた理由	
	負傷者 重症	人			
	中等症	人			
	軽傷	人			
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計	棟
		半焼	棟		
		部分焼	棟		
		ぼや	棟		
焼損面積			建物焼損床面積	㎡	
			建物焼損表面積	㎡	
			林野損傷面積	a	
り災世帯数			気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署)	台		人	
	消防団	台		人	
	その他			人	
救急・救助活動状況					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること、(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

事故名	1. 石油コンビナート等特別防災区域 2. 危険物に係る事故 3. 原子力事故 4. その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他				
出火日時 (感知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()	物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)			
			{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽傷 人 (人)			
消防防災活動 状況及び救 急・救助活動 状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人数	出場資機 材	
		事業 所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			その他	人		
		消防本部 (署)		台	人	
		消防団		台	人	
		海上保安庁		人		
		自衛隊		人		
その他		人				
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること、(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防長受信者氏名 _____

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽傷 人（ 人）	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
救急・救助活動の 状況			
災害対策本部等の 設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること、（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること、(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流出・埋没	ha			
	第 報			冠水	ha			
報告者名	(月 日 時現在)		畑	流出・埋没	ha			
				冠水	ha			
区分			被害					
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷		人				
		軽傷		人				
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一般破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟		り災世帯数		世帯		
		世帯		り災者数		人		
		人		火災発生		建物	件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	適用市長村名災	計	団体
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公共施設被害市町村数	千円							
その他	農業被害	千円						
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人			
				消防団員出動延人数	人			
備考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※被害額は省略することができるものとする。

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

都道府県		山梨県		区分		番号	被害	区分		番号	被害	道府県本部	名称					
災害者 年月日		年 月 日 第 報 確定		田	流出・埋没	ha	22	公共文教施設	千円	49	農林水産業施設	千円	50	設置	年 月 日 時			
					冠水	ha	23		公共土木施設	千円		51	解散	年 月 日 時				
報告者名				畑	流出・埋没	ha	24	その他の公共施設		千円	52	小計	千円	53	設置市町村名 災害救助法			
					冠水	ha	25		公共施設被害市町村数	団体	54		計 団体					
区分		番号	被害	文教施設		箇所	26	その他										
人的被害	死者	人	1	病院		箇所	27		農産被害				千円					55
	行方不明	人	2	道路		箇所	28	林産被害		千円	56	水産被害	千円	58				
負傷者	重傷	人	3	橋梁		箇所	29		商工被害	千円	59		その他	千円	60	消防職員出動延人数 人		
	軽傷	人	4	河川		箇所	30	被害総額		千円	61	消防団員出動延人数 人						
住家被害	全壊		棟	5	港湾		箇所		31	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）								
			世帯	6	砂防		箇所	32										
			人	7	清掃施設		箇所	33										
	半壊		棟	8	崖くずれ		箇所	34	罹災世帯数								世帯	44
			世帯	9	鉄道不通		箇所	35									罹災者数	人
			人	10	被害船舶		隻	36	建物									件
	一部破損		棟	11	水道		戸	37									危険物	件
			世帯	12	電話		戸	38	その他									件
			人	13	電気		戸	39										
	床上浸水		棟	14	ガス		戸	40										
			世帯	15	ブロック塀等		箇所	41										
			人	16	社会福祉施設		戸	42										
床下浸水		棟	17	ガードレール		箇所	43											
		世帯	18	罹災世帯数		世帯	44											
		人	19	罹災者数		人	45											
非住家	公共建物		棟	20	火災発生													
	その他		棟	21														

○県指定に基づく被害報告様式

PAGE
(様式 3 - 4 - 2)

市町村被害状況票

		市町村名			
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (企画振興部)		受信者 (企画振興部)			
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話	FAX	その他
1 人的被害	死者 重症 軽傷		行方不明		
2 物的被害(棟)	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 非住家床上 非住家床下				
3 火災(棟)	全焼 半焼 部分焼		火災発生件数		
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 へり関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防(県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話		担当者	
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主				
月 日 時 分	避難地域				
	避難先		世帯	人	
月 日 時 分	避難地域				
	避難先		世帯	人	
送付先	①総合調整班②総務班③情報収集班④通信班 ⑤報道班⑥県民相談班⑦物資調達班 ⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他() 課		受信者 日時	氏名 平成 年 月 日 時 分	

※ 市町村→地方連絡本部(企画振興部)→災害対策本部情報収集班

(様式 3 - 4 - 5)

市長村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名		
集計時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名		
受信番号 (企画振興部)		受信者 (企画振興部)		
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話	FAX その他
災害対策本部設置	設置	年 月 日	時	分
	解散	年 月 日	時	分
	設置場所			
	電話			
	FAX			
職員参集状況	人			

※市町村→地域振興局企画振興部（集計）→災害対策本部情報収集班

○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

(様式4-3-1)

市長村職員参集状況

市長村名
担当者名
(年 月 日 : 現在)

集計地点 (○で囲む)

- ・注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※市長村→地方連絡本部 (地域振興局企画振興部)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市長村名 地域振興局名		報告日時	年 月 日 時 分
実施(集計)地点	注意情報発表 以後	実施(集計) 日 時	年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市長村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市長村本部→地方連絡本部→県本部

報告者

電話

FAX

様式 3

市長村名	救助活動の種類別実施状況				地域振興局健康福祉部名									
					報告年月日・時刻	年	月	日	時	分				
救助の種類	救助の内容等				救助の種類	救助の内容等								
(1)避難の設置	①設置箇所数	(箇所)	(5)死体の搜索	①搜索月日	月	日	時	～	月	日	時	
	②避難者数	(世帯	人)		②搜索対象								
	③避難所別の内訳					③搜索地域								
		(/	世帯 人)		④搜索方法	(具体的)							
		(/	世帯 人)		(6)死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日	月	日	時	～	月	日	時
		(/	世帯 人)			②処理件数	大人 (12歳以上)	体					
		(/	世帯 人)				子供 (12歳未満)	体					
	(/	世帯 人)	③検案者										
(2)炊き出しその他食品の給与	①	月	日	(朝食 人、昼食 人、夕食 人)	(7)埋 葬	①埋葬月日	月	日	時	～	月	日	時	
	②	月	日	(朝食 人、昼食 人、夕食 人)		②埋葬者数	人							
	③	月	日	(朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(8)学用品支給	①支給月日	月	日	時	～	月	日	時
	④	月	日	(朝食 人、昼食 人、夕食 人)			②支給状況	中学生 人						
	⑤	月	日	(朝食 人、昼食 人、夕食 人)				小学生 人						
	⑥	月	日	(朝食 人、昼食 人、夕食 人)			(9)障害物の除去(居宅内の)	①作業月日	月	日	時	～	月	日
(3)飲料水の供給	給水車	～	台	(月 日 ～ 月 日)延 L	②作業箇所	箇所								
	ペットボトル	～	本	(月 日 ～ 月 日)延 L	③作業方法									
	濾過機	～	台	(月 日 ～ 月 日)延 L	(10)家屋の応急修理	①修理月日	月	日	時	～	月	日	時	
(4)被害を受けた者の救出	①作業月日	月	日	時～		月	日	時						
	②地区名													
	③救出人員	世帯	名											
	④救出方法 (具体的)													

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

年 月 日 現在

世帯主氏名							住所						避難先			
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損						状況								
応急救助を必要とする家族の状況	氏名		続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重症	軽傷	妊娠	備考			
	1															
	2															
	3															
	4															
	5															
	6															
	7															
	小計															
被害にあった住家		棟 (自家、借家)					被害にあった非住家					棟 (自家、借家)				
食料、家財等の滅失状況		①食料			②炊事用具			③被服類			④寝具類			⑤その他		
課税の状況		非課税・均等割・所得割						調査責任者の意見								
世帯類型		非保護・身障・老人・母子 (父子) ・要保護・その他														
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金・その他 ()														

様式5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考

(注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医療品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料、消耗品用などを記入し、区分する。

避難所設置及び収容状況

市長村名 ()

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ~ 月 日						
計								

様式 7

応急仮設住宅台帳

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
計	世帯										

様式 1 1

救護班活動状況

〇〇救護班

班長：医師 氏 名 ㊟

月 日	活動した 市長村名	診療状況		死 体 検案数	活動に伴い故障、 破損した器具・機 材の修繕費	備考
		患者数	措置の概要			
		人		人		
計						

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診療 機関名	患者 氏名	診療期間 月 日～ 月 日	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
			入院	通院	入院 点	通院 点		
計	機関	人						

助産台帳

市長村名 ()

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		
			月 日 ~ 月 日		

住宅応急修理記録簿

市長村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

死体処理台帳

市町村名 ()

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理費			死体の一時保存費	検案料	実支出額
			氏名	続柄	品名	数量	金額			
計		人								

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式 2 1

輸送記録簿

山梨県

市町村名 ()

輸送月日	目的	輸送機関 (距離)	借上料			修繕費					燃料費	実支出額
			使用車両等			故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要		
			種類	台数	金額	登録番号	所有者					
計												

○自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

山梨県知事 殿

発信者名(山梨市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の状況及び派遣要請をする理由

- (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること)
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

自 年 月 日
至 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1	要請団体	発信者					
2	災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)自然災害					
3	要請内容	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)偵察 (5)物資輸送					
4	発生場所 目標	(市・町・村) 目標					
5	発生日時	年 月 日 曜日 時 分頃					
6	事故概要又は 災害概要						
7	気 象 (災害現場)	天候	風向	風速	m/s	気温 °C (警報・注意報)	
8	必要資機材						
9	出場先 臨着場	場所 (市・町・村)				番地	
		目標(名称)					
		要請側病院名				病院	
10	搬送先 臨着場	場所 (市・町・村)				番地	
		目標(名称)					
		搬送先病院名				病院	
11	傷病者等	住所					
		氏名	生年月日	年	月	日 歳	
		傷病名	程度	重・中・軽		男・女	
12	現地搭乗者	(有・無)	職名	氏名			
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン					
14	他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数		機	
15	要請日時	年 月 日 曜日 時 分					
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。							
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン					
2	到着予定時間	年 月 日 曜日 時 分					
3	活動予定時間	時間	分				
※その他の特記事項							
			受信者				

○放送要請様式

- 甲 山梨市長
- 乙 日本放送協会甲府放送局長
株式会社 山梨放送社長
株式会社 テレビ山梨社長
株式会社 エフエム富士社長

放送要請について（放送局あて）			
			年 月 日
殿			
		山梨市長	
<p>災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。</p> <p>1 要請先 NHK・YBS・UTY・FM富士</p> <p>2 緊急警報番号の要非 要・非</p> <p>3 要請事由</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) (4) <p>4 放送希望日時</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 直ちに (2) 年 月 日 時 分 頃 <p>5 放送事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 別紙のとおり 			
受信者		発信者	

○「東海地震に関する情報」に伴う広報

「東海地震に関連する情報」に伴う広報



「東海地震に関連する調査情報（臨時）」発表時における広報文

【ケース①】 1か所以上のひずみ計で「有意な変化」が、観測された場合

こちらは「防災山梨」です。

先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

すでに、市では連絡収集体制を取っております。

今後の状況により、新たな情報が発表されます。

市民の皆様は、市からの「お知らせ」やテレビ、ラジオの報道に注意して、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

【ケース②】 顕著な地震活動（地震）が発生した場合

こちらは「防災山梨」です。

先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

すでに、市では連絡収集体制を取っております。

今後の状況により、新たな情報が発表されます。

市民の皆様は、市からの「お知らせ」やテレビ、ラジオの報道に注意して、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

【ケース③】 ひずみ計に観測された「有意な変化」が、東海地震との関連性がないことが分かった場合

こちらは「防災山梨」です。

先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

東海地震発生のおそれはなくなりました。

市民の皆様は、ご安心ください。

【ケース④】 観測された「地震」が、東海地震との関連性がないことが分かった場合

こちらは「防災山梨」です。

先ほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

東海地震発生のおそれはなくなりました。

市民の皆様は、ご安心ください。

【ケース⑤】 「東海地震注意情報」が発表された場合

こちらは「防災山梨」です。

先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

市民の皆様は、今後のテレビ、ラジオの情報に注意し、政府や市からの呼びかけ、市の防災計画に従って行動してください。

また、自動車での外出を控え、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定、水の汲み置きなど地震への備えを始めてください。

今後の観測の結果、地震発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられますので、今後の情報に注意し、落ち着いた行動をお願いします。

【ケース⑥】 警戒宣言が発表された場合

こちらは「防災山梨」です。

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震対策に対する警戒宣言を発します。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震となることが予想されます。

市民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び市の広報などに十分注意し、あわてずに落ち着いて行動してください。

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
		世帯主	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

山梨市長

印

○被災証明書

被災証明書

年 月 日

山梨市長 様

(申請者) 住所

氏名 (印)

電話 ()

現在の連絡先 ()

下記のとおり被災しましたので、証明願います。

被災場所	
被災物件	
被災金額	円
被災原因	年 月 日に発生した による被害

※添付書類 被害状況が確認できる写真・関係書類(見積書等)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

山梨市長 (印)

※ この証明は、罹災証明書に代わるものです。

添付書類

- 1 被災写真
- 2 被災見積書(業者による)

〔条例等関係〕

○山梨市防災会議条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 136 号

改正 平成 17 年 12 月 27 日条例第 272 号

平成 24 年 9 月 28 日条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、山梨市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山梨市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はそれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 山梨県知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 山梨市教育委員会教育長
 - (6) 山梨消防署長及び山梨市消防団正副団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び知識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日条例第272号)

この条例は、平成17年12月27日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

○山梨市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨市防災会議条例（平成17年3月山梨市条例第136号）第5条の規定に基づき、山梨市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 防災会議の会議は、必要に応じて開くものとする。

- 2 防災会議の会議は、会長が招集する。
- 3 議長には、会長があたる。

(議決)

第4条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員)

第5条 防災会議は、その所掌に属する事務の一部を、会長に委任することができる。

- 2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、市職員の中から市長が任命した幹事若干名をもって構成する。
- 3 幹事会は、事務局長が招集する。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

- 2 事務局に局長、次長及び局員を置く。
- 3 局長は、防災危機管理課長をもってあてる。
- 4 次長は、市職員のうちから会長が任命する。
- 5 局員は、市職員のうちから会長が任命する。

(会議録)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項について、会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他の参考事項

山梨市防災会議運営要領第5条の規定により会長に委任する事務について

災害対策基本法、同施行令及び山梨市防災会議条例に基づく山梨市防災会議の所掌事務のうち、次の事務については、山梨市防災会議運営要領第5条の規定により会長に委任する。

- 1 山梨市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。(法第16条第6項)
- 2 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること(法第21条)

○山梨市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 137 号

改正 平成 24 年 9 月 28 日条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、山梨市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○山梨市災害対策本部活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨市災害対策本部条例（平成17年3月山梨市条例第137号）第5条の規定に基づき、山梨市災害対策本部（以下「本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(活動の開始及び終了の時期)

第2条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部の活動を開始するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合、又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、活動を終了する。

(副本部長)

第3条 副本部長は副市長及び教育長をもってあてる。

(本部員)

第4条 本部員は、各課長、支所長、議会事務局長、統括監、をもってあてる。

(部、班及びその分掌事務)

第5条 本部に、部及び班を置き、その名称並びに分掌事務は、別表1のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもってあてる。

(部長会議)

第6条 部長会議は、部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が招集する。

(連絡班長会議)

第7条 本部に各班の連絡調整のため、連絡班長会議を置く。

2 連絡班長会議は、それぞれの部長が1名ずつ指名した班長をもって構成する。

3 連絡班長会議は、事務局長が招集する。

(本部の配備の基準等)

第8条 本部の配備の基準は、別表2のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により、分掌事務について、あらかじめ配備計画をたて、これを部員に周知徹底するとともに、この編成計画表を本部長に提出するものとする。編成表を修正した場合も同様とする。

(第1 配備下の活動)

第9条 第1 配備下における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 連絡班長は、本部室に参集し、相互に情報を交換し情勢に対する措置を検討する。

(2) 各班長は、情勢又は連絡に即応して、随時所属職員に対し、必要な指示を行う。

(3) 配備につく職員の数人は、状況により、各部長において増減する。

(第2 配備下の活動)

第10条 第2 配備下における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部員は、本部に参集し、情勢に対応する措置を講ずる。

(2) 配備につく職員の数人は、状況により、各部長において増減する。

(第3配備発令後の活動)

第11条 第3配備が発令されたときは、各部長は災害対策活動に全力を集中するものとする。

(非常参集)

第12条 災害対策に関係のある部及び班の職員は、勤務時間及び休日において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の部又は班と連絡をとり、必要ある場合は、所定の場所に参集するものとする。

第13条 各班は、連絡員1名を第2及び第3配備体制が発令されたときに、所定の場所に常駐させ、本部との連絡にあたらせるものとする。

(被害報告)

第14条 関係ある班長は、山梨市地域防災計画の被害状況等報告計画に定めるところにより、被害状況等を報告するものとする。

(事務局)

第15条 本部の事務を処理するため、事務局を防災危機管理課に置く。

2 事務局に局長、次長及び局員を置く。

3 局長は、防災危機管理課長をもってあてる。

4 次長は、消防防災担当リーダーをもってあてる。

5 局員は、本部長が任命する。

(その他)

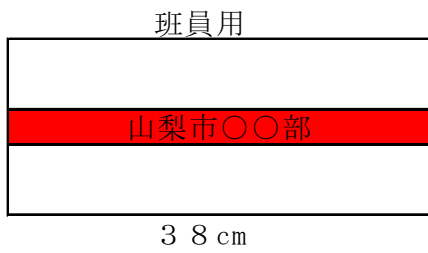
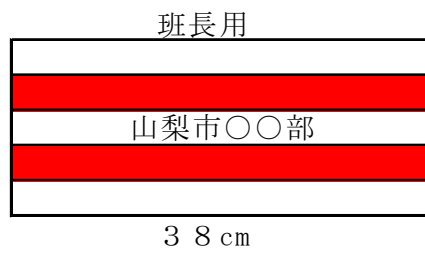
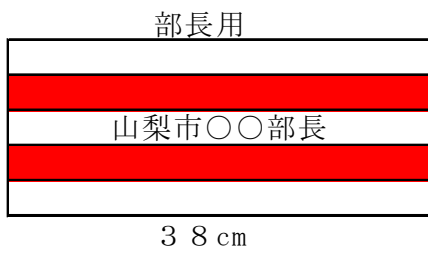
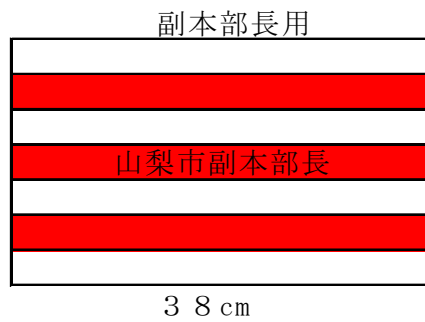
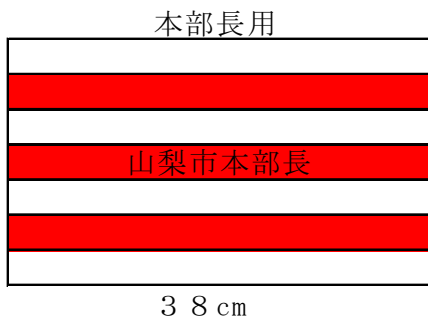
第16条 本部長及びその他の職員は、災害活動に従事する場合において、必要あるときは、別に規定がある場合のほか、別記様式第1による腕章を帯用し、自動車に別記様式第2による標記を使用するものとする。

別表1及び別表2 (略)

別記様式第1

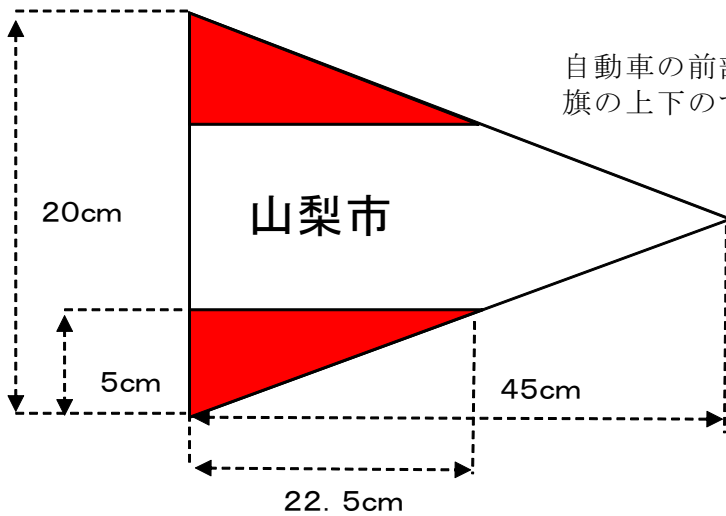
腕章

(腕章の横線は赤色とする。)



別記様式第2

標旗



自動車の前部に掲げるものとする。
旗の上下のすみは、赤色とする。

○山梨市地震災害警戒本部条例

平成 17 年 3 月 22 日
条例第 138 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、山梨市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員をおくことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する。
 - (2) 市の教育委員会の教育長
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 東山梨消防組合の消防長又は当該組合の消防史員その他の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市長が市の消防団員のうちから指名する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和2年1月15日 規則第30号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内の額とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（(2)のエにおいて「高齢者等」という。）であつて、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

イ 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内の額とする。

ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に五十戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

カ 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

キ 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

ア 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（一）のイに定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

ウ 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から（一）のカに規定する期限までとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内の額とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。（3）のイ及び8の（1）において同じ。）船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円
冬季	10月から3月まで	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円
冬季	10月から3月まで	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

- (ア) 診療
 - (イ) 薬剤又は治療材料の支給
 - (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (エ) 病院又は診療所への収容
 - (オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法

を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、がぜその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり 595,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 300,000 円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000 円

イ 就職支度金 1件当たり 15,000 円

(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務

教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(3)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。))
に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

- ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。

- ア 棺(附属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり215,200円以内の額(死亡時において12歳未満であった者にあつては、172,000円以内の額)とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,500 円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり 5,400 円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この 12 において「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた 1 世帯当たりの費用の平均額は、137,900 円以内の額とする。

(3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えるこ

とができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり 25,200円
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	1人1日当たり 16,300円
ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士	1人1日当たり 17,000円
エ 救急救命士	1人1日当たり 14,500円
オ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり 16,800円
カ 大工	1人1日当たり 25,400円
キ 左官	1人1日当たり 26,200円
ク とび職	1人1日当たり 24,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

〔災害履歴・被害想定〕

○過去の災害履歴

1 主な風水害

災害発生日	災害区分	被害の概要		
		山梨地域内	牧丘地域内	三富地域内
昭和34年 8月14日	台風7号	負傷者16名、家屋の全壊155棟、半壊154棟、一部破損568棟	負傷者8名、家屋の全壊106棟、半壊70棟、流失1棟、床上浸水9棟	死者1名、負傷者13名家屋の流出・埋没
昭和34年 9月26日	台風15号 (伊勢湾台風)	家屋の全壊281棟、半壊25棟		
昭和36年 6月27日	集中豪雨	家屋の全壊1棟、半壊6棟、床上浸水79棟	死者3名、負傷者13名家屋被害470棟	
昭和41年 9月24～25日	台風26号	農作物被害額 約1億400万円	負傷者1名、家屋の全壊12棟、半壊26棟、床上浸水53棟、床下浸水35棟	死者5名、負傷者13名家屋の流出・埋没
昭和57年 8月1日	台風10号	農作物被害額 約16億7,000万円 土木被害額 約1億3,000万円		
平成3年 8月21日	台風12号		床上浸水1棟、床下浸水2棟	
平成3年 9月18～19日	台風18号		床下浸水19棟	
平成5年 7月19日	集中豪雨		床下浸水10棟	
平成12年 9月11～17日	集中豪雨		床下浸水1棟	
平成26年 2月14～15日	豪雪			

2 地震被害

山梨県で発生した地震被害は次のとおりである。

発生年月日	被害の概要
1707(宝永)年 11月23日	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854(嘉永)年 11年4日	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。(安政大地震M8.4)(温恭院殿御実記)
大正4年6月20日	山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4～5箇所
大正7年6月26日	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土

	蔵壁亀裂・剥離等多く、鰻沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8か所
大正12年9月1日	関東大震災（M7.9 甲府震度6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所
大正13年1月15日	丹沢地震（M7.3 甲府震度6）、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
昭和19年12月7日	東南海地震（M7.9）、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等（山梨日日新聞）
昭和51年6月16日	山梨県東部を震央とする地震（M5.5）、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
昭和58年8月8日	山梨県東部を震央とする地震（M6.0）、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
平成8年3月6日	山梨県東部を震央とする地震（M5.3）、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5,000万円
平成23年3月15日	静岡県東部地震（M6.4）、甲府で震度4
平成24年1月28日	県東部・富士五湖を震源とした地震（M5.4）

○「山梨県地震被害想定調査報告書」による被害想定

第1 基本的な考え方

県は、山梨県の大規模な被害を及ぼす可能性のある地震を想定し、その被害を予測し、山梨県における地震防災対策の前提となる基礎資料を得ることを目的として、地震被害想定調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を公表した。

市は、県が実施した地震被害想定調査結果を参照し、本編の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策の目安とする。

第2 想定する地震

山梨県に被害を及ぼす地震としては、次の3つの地震が想定される。

1 東海地震

駿河湾を震源とし、昭和54年の中央防災会議が決定した断層モデルを震源域とする地震で、1854年の安政東海地震以来150年が経過し、現在地震発生の切迫性が唱えられている。

このため、昭和53年に大規模地震災害特別措置法が施行され、東海地震が発生した場合に震度6以上になると予想され、又は大津波の襲来が予想される地域を「地震防災対策強化地域」と指定し、県内では旧山梨市・牧丘町を含む56市町村が地震防災対策強化地域に指定された。

なお、中央防災会議は、平成13年に東海地震の想定震源域の見直しを行うとともに、これに伴い平成14年4月24日付けで、全国で96市町村、県内で4町1村が新たに「地震防災対策強化地域」に追加指定された。これにより平成17年3月末現在、県内36市町村が指定を受けていることとなった。

2 南関東直下プレート境界地震

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震で、本県東部方面を震源とし、平成4年中央防災会議が決定したM7、M9、M14断層モデルを震源域とするもの

- (1) M7：東京都多摩地区直下を震源とした地震
- (2) M9：山梨県、神奈川県の間境を震源とした地震
- (3) M14：神奈川県西部を震源とした地震

なお、M7、M14モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり少なく、山梨県下与える被害は少ないため、地震動・液状化以外の想定ではM9モデルのみについて想定された。

3 活断層による地震

県は、地震が発生した場合、山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される次の4つの活断層について調査を行った。

(1) 釜無川断層地震

山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす影響が大きいと予想される地震

(2) 藤の木愛川断層地震

山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす影響が大きいと

予想される地震

(3) 曾根丘陵断層地震

甲府市の近くに位置し、地震発生により甲府市に被害を及ぼすと考えられる地震

(4) 糸魚川－静岡構造線地震

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと考えられる地震

第3 想定地震の概要

1 想定地震の規模

想定地震	マグニチュード	震央位置
東海地震	8.0	駿河湾湾口
南関東直下プレート境界地震 (M9)	7.0	山梨県、神奈川県の間境
釜無川断層地震	7.4	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置
藤の木愛川断層地震	7.0	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置
曾根丘陵断層地震	6.1	甲府市の近くに位置
糸魚川－静岡構造線地震	7.0	山梨県の西部に位置

2 被害想定的前提条件

被害想定は、次の条件を前提としている。

- (1) 山梨県を 500m×500m メッシュに区切り想定
- (2) 火災発生の危険性の高い冬の夕方 6 時を想定

3 想定項目

県は、次の項目について想定を行った。

- (1) 地震動、液状化・崖等の危険度
- (2) 建築物被害
- (3) 火災被害
- (4) 供給処理施設被害
- (5) 交通施設被害
- (6) 人的・社会的機能被害

第4 想定調査結果

本市における想定結果は、次のとおりである。

1 地震動

6つの想定地震のうち、本市に最も影響を及ぼすとされる地震は「藤の木愛川断層地震」で、市の南東部を中心に地表最大加速度は 400gal 以上、地表最大速度 50kine 以上、震度 6 強と想定され、近隣の旧勝沼町・一宮町・御坂町の一部地域では震度 7 が想定されている。

次に影響を及ぼす地震は「釜無川断層地震」で、市の南部等を中心に地表最大加速度は 400gal 以上、地表最大速度 50kine 以上、震度 6 強と想定されている。(別表 1－(1)～(3) 参照)

2 崖等の危険度

急傾斜地危険箇所の危険度は、「藤の木愛川断層地震」が発生した場合には、45 か所ある危険

箇所のうち 44 か所が〔危険性が高い〕と想定され、このほか「釜無川断層地震」では 37 か所、「東海地震」では 31 か所、「曾根丘陵断層地震」では 30 か所、「南関東直下プレート境界地震」と「糸魚川―静岡構造線地震」ではそれぞれ 29 か所が〔危険性が高い〕と想定されている。

地すべり危険箇所の危険性は、6つの想定地震とも 5か所ある危険箇所のうち、〔危険性が高い〕が 2か所、〔危険性が低い〕が 3か所と想定されている。(別表―2 (1)～(2) 参照)

3 建築物被害

6つの想定地震の想定結果からすると、本市における地震による建築物の被害要因は、液状化によるものではなく、振動によるものとされる。このうち、本市に最も影響を及ぼす地震は「藤の木愛川断層地震」で、全壊 3,942 棟、半壊 3,477 棟、合計 7,419 棟と、市全体の 48.6%が被災すると想定される。

崖の崩壊による被災棟数は、「藤の木愛川断層地震」が 22 棟「釜無川断層地震」19 棟、そのほかは 15～16 棟と想定されている。(別表―3 (1)～(4) 参照)

4 地震火災

出火件数が最も多いのは「藤の木愛川断層地震」の 20 件で、特に「釜無川断層地震」の 11 件である。

特に、山梨地域では 15 件出火し、住民等による初期消火が失敗し、鎮火するまでに 143 棟が焼失すると想定されている。(別表―4 (1)～(3) 参照)

5 供給処理施設被害

電力供給施設は、いずれの想定地震も物的被害は少ないものの、3割以上が停電するとされている。

上水道は、「藤の木愛川断層地震」が発生した場合には、市域の 7割以上の世帯で断水するとされている。特に、牧丘地域においては「藤の木愛川断層地震」で約 98.6%、「釜無川断層地震」で約 90.8%が断水すると想定されている。

LPガスの物的被害は、特に山梨地域においてボンベ転倒戸数が 442 戸、ガス漏れ発生戸数が 314 戸と想定されている。(別表―5 (1)～(3) 参照)

6 人的被害

死傷者が最も多く発生すると想定されているのは「藤の木愛川断層地震」で、市域全体で死者 203 人、重症者 137 人、軽傷者 1,518 人、次いで「釜無川断層地震」の死者 63 人、重症者 83 人、軽傷者 939 人と続いている。

死傷原因は、火災や崖崩れによっても若干発生しているが、ほとんどは建物の倒壊によるものとされている。(別表―6 (1)～(4) 参照)

7 社会機能被害

地震による居住困難となる住居制約は、「藤の木愛川断層地震」において 4,444 世帯、14,673 人、次いで「釜無川断層地震」において 2,107 世帯、6,965 人が住居制約されると想定されている。

また、医療制約についても、上記の地震ではライフライン被害による機能低下のある、なしに係わらず、支障が生じるとされている。(別表―7 (1)～(2) 参照)

第5 想定結果に基づく市の取り組み

本市に最も大きな被害をもたらすと想定される地震は、「藤の木愛川断層地震」である。

「藤の木愛川断層地震」による人的被害は、市域全体で死者 203 人、重傷者 137 人、軽傷者 1,518 人と想定され、その原因はほとんどが建物被害によるものとされており、また建物被害の原因は、液状化によるものではなく、揺れによるものとされている。これは、本市の建築物の多くが、新耐震基準（1981 年）以前に建設された木造のものであることによる。

したがって、市においては、被害想定結果を本市の地震防災対策を推進する上での目安として、公共建築物、特に防災上重要となる施設の耐震化を計画的に推進していくとともに、住民に対して住宅の耐震化の必要性等について広報紙等を通じて啓発に努め、地震に強いまちづくりを推進していく。

別表

1 地震動

(1) 地表最大加速分布 (gal)

想定地震	山梨地域	牧丘地域	三富地域
東海地震	中央部等の一部：300～400 その他：200～300	南部の一部：300～400 北部の一部：100～200 その他：200～300	南部の一部：200～300 その他：100～200
南関東直下プレート境界地震 (M9)	中央部等の一部：300～400 その他：200～300	南部の一部：300～400 北部の一部：100～200 その他：200～300	南部：200～300 北部：100～200
釜無川断層地震	北部等の一部：300～400 その他：400～	南部の一部：400～ その他：300～400	西部：300～400 東部：200～300
藤の木愛川断層地震	ほぼ全域：400～	南部の一部：400～ その他：300～400	南部：300～400 北部：200～300
曾根丘陵断層地震	東南部：300～400 北西部：200～300	南部の一部：300～400、 200～300 その他：100～200	ほぼ全域：100～200
糸魚川－静岡構造線地震	中央部等の一部：300～400 その他：200～300	南部の一部：400～ 南部等の一部：300～400 その他：200～300	西部：200～300 東部：100～200

(2) 地表最大速度分布 (kine)

想定地震	山梨地域	牧丘地域	三富地域
東海地震	東南部：30～40 北西部：20～30	南部の一部：10～20 その他：20～30	南部：20～30 北部：10～20
南関東直下プレート境界地震 (M9)	東南部：30～40 北西部：20～30	南部の一部：10～20 その他：20～30	南東部：20～30 北西部：10～20
釜無川断層地震	中央部等の一部：50～ 北部の一部：30～40 その他：40～50	南部の一部：50～、 40～50 その他：30～40	西部：30～40 東部：20～30
藤の木愛川断層地震	東南部：50～ 北西部：40～50	南部の一部：50～ 南部等の一部 40～50 その他：30～40	南部：30～40 北部：20～30
曾根丘陵断層地震	南部：40～50 南部等：30～40 その他：20～30	南部：20～30 その他：10～20	ほぼ全域：10～20

想定地震	山梨地域	牧丘地域	三富地域
糸魚川－静岡構造線地震	東南部：30～40 北西部：20～30	南部の一部：30～40 その他：20～30	西部：20～30 東部：10～20

(3) 震度分布

想定地震	山梨地域	牧丘地域	三富地域
東海地震	東南部：6弱 北西部：5弱	南部の一部：6弱 北部の一部：5弱 その他：5弱	南部：5弱 その他：4以下
南関東直下プレート境界地震 (M9)	東南部：6弱 北西部：5弱	南部の一部：6弱 その他：5弱	北東部の一部：4以下 その他：5弱
釜無川断層地震	東南部の一部：6強 中央部等の一部：6弱 その他：5強	南部の一部：6強 北部等の一部：6弱 その他：5強	ほぼ全域：5弱
藤の木愛川断層地震	東南部：6強 北西部：5強	南部の一部：6強 北部の一部：6弱 その他：5強等	南部：5強 北部：5弱
曾根丘陵断層地震	東南部：6弱 北西部：5弱	南部の一部：6弱、5弱 北部の一部：5強 その他：4以下	ほぼ全域：4以下
糸魚川－静岡構造線地震	東南部：6弱 北西部：5弱	南部・北部の一部：6弱 その他：5弱	西部：5弱 東部：4以下

2 崖等の危険度

(1) 急傾斜地危険箇所危険度

想定地震	危険性が高い				危険性がある				危険性が低い			
	山梨	牧丘	三富	合計	山梨	牧丘	三富	合計	山梨	牧丘	三富	合計
東海地震	7	17	7	31	4	3	7	14	0	0	0	0
南関東直下プレート境界地震 (M9)	5	17	7	29	6	3	7	16	0	0	0	0
釜無川断層地震	11	19	7	37	0	1	7	8	0	0	0	0
藤の木愛川断層地震	11	19	14	44	0	1	0	1	0	0	0	0
曾根丘陵断層地震	7	17	6	30	4	3	4	11	0	0	4	4
糸魚川－静岡構造線地震	5	17	7	29	6	3	7	16	0	0	0	0

(2) 地すべり危険箇所危険度

想定地震	危険性が高い				危険性が低い			
	山梨	牧丘	三富	合計	山梨	牧丘	三富	合計
東海地震	1	1	0	2	2	0	1	3
南関東直下型プレート境界地震 (M9)	1	1	0	2	2	0	1	3
釜無川断層地震	1	1	0	2	2	0	1	3
藤の木愛川断層地震	1	1	0	2	2	0	1	3
曾根丘陵断層地震	1	1	0	2	2	0	1	3
糸魚川－静岡構造線地震	1	1	0	2	2	0	1	3

3 建築物被害

(1) 構造別毎の建物棟数

	木造	RC・SRC造	S造	軽量S造	その他	総棟数
山梨地域	9,514	390	924	780	165	11,773
牧丘地域	2,608	27	143	177	22	2,977
三富地域	462	11	10	13	6	502
計	12,584	428	1,077	970	193	15,252

(2) 建築年代別の建物棟数

	不明	～S25	S26～35	S36～45	S46～55	S56～ H2	H3～	総棟数
山梨	2,466	417	449	1,751	3,005	2,365	1,320	11,773
牧丘	1,317	0	5	251	787	443	174	2,977
三富	6	3	247	38	88	78	42	502
計	3,789	420	701	2,040	3,880	2,886	1,536	15,252

(3) 建築物被害想定結果

ア 山梨地域

想定地震	液状化による被害			振動による被害			全体被害		
	全壊	半壊	り災	全壊	半壊	り災	全壊	半壊	り災
東海地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	65 (0.6%)	706 (6.0%)	771 (6.5%)	65 (0.6%)	706 (6.0%)	771 (6.5%)
南関東直下プレート 境界地震(M9)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	57 (0.5%)	604 (5.1%)	661 (5.6%)	57 (0.5%)	604 (5.1%)	661 (5.6%)
釜無川断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	669 (5.7%)	2,359 (20.0%)	3,028 (25.7%)	669 (5.7%)	2,359 (20.0%)	3,028 (25.7%)
藤の木愛川 断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2,694 (22.9%)	2,662 (22.6%)	5,356 (45.5%)	2,694 (22.9%)	2,662 (22.6%)	5,356 (45.5%)
曾根丘陵 断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	213 (1.8%)	1,320 (11.2%)	1,533 (13.0%)	213 (1.8%)	1,320 (11.2%)	1,533 (13.0%)
糸魚川ー静岡 構造線地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50 (0.4%)	508 (4.3%)	558 (4.7%)	50 (0.4%)	508 (4.3%)	558 (4.7%)

イ 牧丘地域

想定地震	液状化による被害			振動による被害			全体被害		
	全壊	半壊	り災	全壊	半壊	り災	全壊	半壊	り災
東海地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	136 (4.6%)	651 (21.9%)	787 (26.4%)	136 (4.6%)	651 (21.9%)	787 (26.4%)
南関東直下プレート 境界地震(M9)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	136 (4.6%)	651 (21.9%)	787 (26.4%)	136 (4.6%)	651 (21.9%)	787 (26.4%)
釜無川断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	544 (18.3%)	701 (23.5%)	1,245 (41.8%)	544 (18.3%)	701 (23.5%)	1,245 (41.8%)
藤の木愛川	0	0	0	1,227	711	1,938	1,227	711	1,938

断層地震	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(41.2%)	(23.9%)	(65.1%)	(41.2%)	(23.9%)	(65.1%)
曾根丘陵 断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (0.7%)	217 (7.3%)	238 (8.0%)	21 (0.7%)	217 (7.3%)	238 (8.0%)
糸魚川－静岡 構造線地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	136 (4.6%)	651 (21.9%)	787 (26.4%)	136 (4.6%)	651 (21.9%)	787 (26.4%)

ウ 三富地域

想定地震	液状化による被害			振動による被害			全体被害		
	全壊	半壊	り災	全壊	半壊	り災	全壊	半壊	り災
東海地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
南関東直下プレート 境界地震(M9)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
釜無川断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.8%)	37 (7.4%)	41 (8.2%)	4 (0.8%)	37 (7.4%)	41 (8.2%)
藤の木愛川 断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (4.2%)	104 (20.7%)	125 (24.9%)	21 (4.2%)	104 (20.7%)	125 (24.9%)
曾根丘陵 断層地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
糸魚川－静岡 構造線地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(4) 崖の崩壊による被災棟数

	東海地震	南関東プレート 境界 (M9)	釜無川 断層	藤の木愛川 断層	曾根丘陵 断層	糸魚川－静岡 構造線
山梨地域	4	3	6	6	4	3
牧丘地域	9	9	10	10	9	9
三富地域	3	3	3	6	2	3
計	16	15	19	22	15	15

4 火災の状況

(1) 山梨地域

想定地震	出火件数			消火 件数	木造残 火災件数	焼失 棟数
	全出火件数	炎上出火件数	木造炎上出火件数			
東海地震	2	1	1	1	0	2
南関東直下プレート 境界地震 (M9)	1	1	1	1	0	2
釜無川断層地震	8	4	4	4	0	8
藤の木愛川断層地震	15	8	7	5	2	143
曾根丘陵断層地震	4	2	2	2	0	4
糸魚川－静岡構造 線地震	2	1	1	1	0	2

(2) 牧丘地域

想定地震	出火件数			消火 件数	木造残 火災件数	焼失 棟数
	全出火件数	炎上出火件数	木造炎上出火件数			
東海地震	1	1	1	1	0	2
南関東直下プレート 境界地震 (M9)	1	1	1	1	0	2
釜無川断層地震	3	2	2	2	0	4
藤の木愛川断層地震	5	3	3	3	0	6
曾根丘陵断層地震	1	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造 線地震	2	1	1	1	0	2

(3) 三富地域

想定地震	出火件数			消火 件数	木造残 火災件数	焼失 棟数
	全出火件数	炎上出火件数	木造炎上出火件数			
東海地震	0	0	0	0	0	0
南関東直下プレート 境界地震 (M9)	0	0	0	0	0	0
釜無川断層地震	0	0	0	0	0	0
藤の木愛川断層地震	0	0	0	0	0	0
曾根丘陵断層地震	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造 線地震	0	0	0	0	0	0

5 供給処理施設被害

(1) 停電契約口数・停電契約口率

	東海地震	南関東プレート 境界 (M9)	釜無川 断層	藤の木愛川 断層	曾根丘陵 断層	糸魚川－静 岡構造線
山梨地域	5,993 (37.89%)	5,993 (37.89%)	5,993 (37.89%)	5,993 (37.89%)	5,993 (37.89%)	5,993 (37.89%)
牧丘地域	588 (17.73%)	588 (17.73%)	703 (21.21%)	703 (21.21%)	588 (17.73%)	703 (21.21%)
三富地域	0 (0.00%)	0 (0.00%)	21 (2.88%)	21 (2.88%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
計	6,581 (33.14%)	6,581 (33.14%)	6,717 (33.82%)	6,717 (33.82%)	6,581 (33.14%)	6,696 (33.78%)

注 山梨地域の契約口数：15,819、牧丘地域の契約口数：3,316、三富地域の契約口数：725

(2) 上水道・簡易水道の断水世帯数・断水世帯率

	東海地震	南関東プレート 境界 (M9)	釜無川 断層	藤の木愛川 断層	曾根丘陵 断層	糸魚川－静 岡構造線
山梨地域	2,767 (27.65%)	4,780 (47.75%)	6,763 (67.56%)	3,247 (32.44%)	2,890 (28.87%)	2,767 (27.65%)

牧丘地域	807 (40.94%)	1,789 (90.78%)	1,944 (98.61%)	680 (34.49%)	974 (49.44%)	807 (40.94%)
三富地域	116 (22.83%)	172 (33.68%)	186 (36.52%)	89 (17.40%)	116 (22.66%)	116 (22.83%)
計	3,690 (38.51%)	6,741 (53.97%)	8,893 (71.20%)	4,016 (32.15%)	3,980 (31.86%)	3,690 (38.51%)

注 山梨地域の契約口数：10,010、牧丘地域の契約口数：1,971、三富地域の契約口数：510

(3) LP ガス物的被害（機能支障）予測結果

	ボンベ転倒戸数			ガス漏れ戸数		
	一般家庭	業務用	合計	一般家庭	業務用	合計
山梨地域	437	5	442	311	3	314
牧丘地域	86	0	86	62	0	62
三富地域	22	0	22	16	0	16
計	545	5	550	389	3	392

6 人的被害

(1) 山梨地域

想定地震	死者数				重症者				軽傷者			
	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計
東海地震	3	0	0	3	23	0	0	23	262	0	0	262
南関東直下プレート境界地震 (M9)	3	0	0	3	21	0	0	21	236	0	1	237
釜無川断層地震	34	0	0	34	61	0	1	62	702	1	2	705
藤の木愛川断層地震	133	5	0	138	100	4	1	105	1,155	11	2	1,168
曾根丘陵断層地震	11	0	0	11	37	0	0	37	426	0	1	427
糸魚川－静岡構造線地震	3	0	0	3	18	0	0	18	211	0	1	212

注 山梨地域の人口：31,825

(2) 牧丘地域

想定地震	死者数				重症者				軽傷者			
	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計
東海地震	7	0	1	8	12	0	1	13	141	0	3	144
南関東直下プレート境界地震 (M9)	7	0	1	8	12	0	1	13	141	0	3	144
釜無川断層地震	28	0	1	29	19	0	1	20	216	0	4	220
藤の木愛川断層地震	63	0	1	64	27	0	1	28	315	0	4	319
曾根丘陵断層地震	1	0	1	2	5	0	1	6	60	0	3	63
糸魚川－静岡構造線地震	7	0	1	8	12	0	1	13	141	0	3	144

注 牧丘地域の人口：6,250

(3) 三富地域

想定地震	死者数				重症者				軽傷者			
	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計
東海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
南関東直下プレート境界地震 (M9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
釜無川断層地震	0	0	0	0	1	0	0	1	13	0	1	14
藤の木愛川断層地震	1	0	0	1	3	0	1	4	29	0	2	31
曾根丘陵断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
糸魚川－静岡構造線地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

注 三富地域の人口：1,448

(4) 市域全域

想定地震	死者数				重症者				軽傷者			
	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計	建物被害	火災	崖崩れ	計
東海地震	10	0	1	11	35	0	1	36	403	0	4	407
南関東直下プレート境界地震 (M9)	10	0	1	11	33	0	1	34	377	0	5	382
釜無川断層地震	62	0	1	63	81	0	2	83	931	1	7	939
藤の木愛川断層地震	197	5	1	203	130	4	3	137	1,499	11	8	1,518
曾根丘陵断層地震	12	0	1	13	42	0	1	43	486	0	5	491
糸魚川－静岡構造線地震	10	0	1	11	30	0	1	31	352	0	5	357

注 山梨市の人口：39,523

7 社会機能被害

(1) 住居制約の想定結果

想定地震	住居制約						(参考)		
	住居制約世帯数			住居制約者数			ライフライン支障世帯数		
	山梨	牧丘	三富	山梨	牧丘	三富	山梨	牧丘	三富
東海地震	345	290	0	1,136	972	0	803	200	31
南関東直下プレート境界地震 (M9)	296	290	0	974	972	0	777	193	32
釜無川断層地震	1,524	562	21	5,017	1,883	65	1,167	355	45
藤の木愛川断層地震	3,383	993	68	11,136	3,328	209	1,274	258	44
曾根丘陵断層地震	720	81	0	2,370	271	0	871	185	25
糸魚川－静岡構造線地震	251	290	0	826	972	0	816	234	32

(2) 医療制約の想定結果

想定地震	ライフライン被害による 機能停止なしの場合						ライフライン被害による 機能停止 30%の場合					
	入院対応能力			外来対応能力			入院対応能力			外来対応能力		
	山梨	牧丘	三富	山梨	牧丘	三富	山梨	牧丘	三富	山梨	牧丘	三富
東海地震	19	-6	0	958	-79	-1	15	-7	0	853	-87	-1
南関東直下プレート 境界地震 (M9)	21	-6	0	984	-79	-1	18	-7	0	883	-87	-1
釜無川断層地震	-20	-13	-1	510	-155	-14	-26	-15	-1	336	-172	-14
藤の木愛川断層地震	-65	-22	-4	4	-260	-31	-73	-24	-4	-233	-277	-31
曾根丘陵断層地震	5	1	0	792	2	-1	1	0	0	674	-4	-1
糸魚川-静岡 構造線地震	24	-6	0	1009	-79	-1	20	-7	0	903	-88	-1

注 入院対応能力＝地震後の対応可能入院患者数－入院需要量（平常時の1日当り在院患者数＋地震時の重症者数）

$$= (\text{市町村別病床数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{ライフライン機能率}) - \text{入院需要量}$$

$$= (\text{市町村別病床数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{平常時空床率} \times \text{ライフライン機能率}) - \text{地震時の重傷者数}$$

外来対応能力＝地震後の受入可能外来患者数－外来需要量（地震時の軽傷者数）

$$= (\text{市町村別平常時外来患者数} \times \text{医療機関使用可能率} \times \text{ライフライン機能率}) - \text{地震時の軽傷者数}$$

○「山梨県東海地震被害想定調査報告書」による被害想定

第1 基本的な考え方

1 被害想定調査報告書の目的

県は、中央防災会（内閣府）による新たな東海地震の想定震源域や想定震度分布の公表、東海地

震防災対策強化地域の見直しなどを踏まえ、平成15年度、16年度の2か年計画により東海地震の被害想定調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」をまとめた。

今後、市は「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を市が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とし、食料・防災資機材の備蓄、耐震化対策等を推進する。

2 調査の前提条件等

(1) 調査の前提条件

本調査の前提条件は、次のとおりである。

想定地震	東海地震（マグニチュード8.0）
想定の子節・時間帯	①冬の朝5時、②春秋の昼12時③冬の夕方18時
予知ケース	①予知なし、②余地あり

※今回想定した東海地震は、国の中央防災会が平成13年に想定地震域を見直した新しい想定地震断層モデルを前提としている。

(2) 想定項目

県は、次の項目について想定を実施した。

- | | |
|----------------|------------|
| ①地震動・液状化の想定 | ⑥交通施設被害の想定 |
| ②斜面崩壊の想定 | ⑦人的被害の想定 |
| ③建物被害の想定 | ⑧生活支障の想定 |
| ④火災の想定 | ⑨災害シナリオの想定 |
| ⑤ライフライン施設被害の想定 | |

3 参考時の留意点

本調査報告書を参考にする場合、次の点などに留意する必要がある。

- 本調査における想定調査は精度の確保を図ってはいるが、あくまでも一つの予測（目安）であるため、実際の発災時には被害の状況が想定と異なることも当然予想される。本調査は、被害の想定のみを目的としたものではなく、これを前提条件として地震災害に対する正しい認識を啓発し、具体的な対策へ発展することを目的に実施したものであること。
- 本調査では、建物被害、人的被害などの想定手法の多くにおいては阪神・淡路大震災を基にしているが、同じ直下型の新潟県中越地震と阪神・淡路大震災と比べると被害状況が異なっている点も伺え、また阪神・淡路大震災は直下型地震であり、東海地震は海溝型地震であるため、地震の発生規模や発生パターンによっては被害の傾向が異なる可能性があること。
- 本被害想定の数値には余震の影響は考慮されていないため、余震の影響が大きい場合、余震による直接的な物的被害等が発生したり、ライフラインの復旧を始め災害対策活動が円滑に進まず復旧が長期化したりするなどの影響が考えられること。

第2 想定地震である東海地震について

1 東海地震発生の切迫性

東海地震は、100～150年周期で発生すると考えられており、前回「安政東海地震」（1854年）から150年が経過しており切迫性が高いため、早急な対策を進める必要がある。

2 東海地震防災対策強化地域の指定状況

山梨県においては、本市を含む38市町村中36市町村（平成17年4月1日現在）が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防火対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられる。

第3 想定結果

県が被害想定調査した本市の想定結果は、次のとおりである。

1 地震動・液状化の想定

県が行った本調査の震度分布と中央防災会から公開されている震度分布とを総合評価した結果、震度の分布状況を大きく見ると、南が高く、北が低い傾向にあり、山梨地域内の中央・東部・南部の一部、牧丘地域内の南東部の一部地域において震度6弱となり、山梨・牧丘地域内の多くの地域で震度5強、三富地域内の多くの地域で震度5弱となっている。

また、笛吹川沿いの山梨地域内の南東部及び笛吹市境の一部で、「液状化危険度が大」とされる。

2 斜面崩壊の想定

地震の発生によって、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が崩壊する危険度判定の結果によると、危険性の高い急傾斜地崩壊危険箇所が牧丘地域内に7か所、三富地域内に2か所あるとされ、また危険性の高い地すべり危険箇所が山梨地域内に1か所あるとされる。

また、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は市内で全壊14棟、半壊31棟とされ、このうち山梨地域内において10棟が全壊し、25棟が半壊するとされる。

なお、危険箇所の全箇所に対策工が実施された場合は、市内で全壊1棟、半壊4棟に減じると想定されるため、関係機関による早期対策の実施を促進する必要がある。

急傾斜地崩壊危険箇所数

	ランクA	ランクB	ランクC	計
山梨地域	0	4	21	25
牧丘地域	7	28	20	55
三富地域	2	13	32	47
計	9	45	73	127

※ランクA：危険性が高い ランクB：危険性がある ランクC：危険性が低い
地すべり危険箇所数

	ランクA	ランクB	ランクC	計
山梨地域	1	3	0	4
牧丘地域	0	1	0	1
三富地域	0	1	0	1
計	1	5	0	6

※ランクA：危険性が高い ランクB：危険性がある ランクC：危険性が低い

斜面崩壊による人家被害戸数

	全壊棟数	半壊棟数
山梨地域	10	25
牧丘地域	3	3
三富地域	1	3
計	14	31

3 建物被害の想定

本市における建物は、86%以上が木造建物であり、また新耐震基準(1981年)以前の古い木造建物が多くある。特に、牧丘・三富地域内においては、木造建物が多くを占め、しかも多くが建築年代の古いものとなっている。

想定結果によると、全壊・半壊する建物は、ほとんどが木造建物とされる。また、揺れと液状化によって市内では46棟が全壊し、859棟が半壊するとされる。全壊建物46棟のうち31棟は、液状化が原因のものとなる。

なお、市内の建物すべてが耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合は、全壊棟数は3棟(木造1棟、軽量S造2棟)にまで減ると想定されるため、建物の耐震化を推進する必要がある。

建設構造別の建物棟数

	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
山梨地域	10,398	346	523	662	114	12,043
牧丘地域	1,794	90	101	35	6	2,026
三富地域	363	7	5	65	15	455
計	12,555	443	629	762	135	14,524

建築年代別の木造建物棟数

	1950年以降	1950～70年	1971～81年	1982年以降	合計
山梨地域	1,870	1,616	2,661	4,251	10,398
牧丘地域	1,247	238	297	12	1,794
三富地域	161	75	54	73	363
計	3,278	1,929	3,012	4,336	12,555

揺れ・液状化による全壊・半壊棟数

	全壊棟数 (全壊率)						半壊棟数 (半壊率)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
山梨地域	35 (0.3)	1 (0.3)	2 (0.4)	4 (0.6)	0 (0.0)	42 (0.3)	586 (5.6)	4 (1.2)	7 (1.3)	7 (1.1)	8 (7.0)	612 (5.1)
牧丘地域	4 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.2)	229 (12.8)	0 (0.0)	2 (2.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	232 (11.5)
三富地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	15 (3.3)
合計	39	1	2	4	0	46	829	4	9	7	10	859

揺れ・液状化による大破・中破棟数

	全壊棟数 (全壊率)						半壊棟数 (半壊率)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
山梨地域	27 (0.3)	1 (0.3)	2 (0.4)	3 (0.5)	0 (0.0)	33 (0.3)	63 (0.6)	3 (0.9)	3 (0.6)	6 (0.9)	0 (0.0)	75 (0.6)
牧丘地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.3)
三富地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	27	1	2	3	0	33	67	3	4	6	0	80

揺れによる全壊・半壊棟数

	全壊棟数 (全壊率)						半壊棟数 (半壊率)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
山梨地域	9 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	0 (0.0)	11 (0.1)	533 (5.1)	2 (0.6)	5 (1.0)	3 (0.5)	8 (7.0)	551 (4.6)
牧丘地域	4 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.2)	229 (12.8)	0 (0.0)	2 (2.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	232 (11.5)
三富地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	15 (3.3)
合計	13	0	0	2	0	15	776	2	7	3	10	798

揺れによる大破・中破棟数

	全壊棟数 (全壊率)						半壊棟数 (半壊率)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
山梨地域	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	2 (0.0)	10 (0.1)	1 (0.3)	1 (0.2)	2 (0.3)	0 (0.0)	14 (0.1)
牧丘地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.3)
三富地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	1	0	0	1	0	2	14	1	2	2	0	19

液状化による全壊 (大破)・半壊 (中破) 棟数

	全壊棟数 (全壊率)						半壊棟数 (半壊率)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
山梨地域	26 (0.3)	1 (0.3)	2 (0.4)	2 (0.3)	0 (0.0)	31 (0.3)	53 (0.5)	2 (0.6)	2 (0.4)	4 (0.6)	0 (0.0)	61 (0.5)
牧丘地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
三富地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	26	1	2	2	0	31	53	2	2	4	0	61

4 火災の想定

県が想定した①冬5時、②春秋12時、③冬18時の3種類の季節・時間帯のうち、冬18時に地震が発生した場合に、山梨地域内で1件出火し、5棟焼失するおそれがあるとされる。

出火等発生件数

	冬5時					春秋12時				
	全出火 件数	炎上出火件数		消火 件数	焼失 棟数	全出火 件数	炎上出火件数		消火 件数	焼失 棟数
		木造	非木造				木造	非木造		
山梨地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牧丘地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三富地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	冬18時					予知あり				
	全出火 件数	炎上出火件数		消火 件数	焼失 棟数	全出火 件数	炎上出火件数		消火 件数	焼失 棟数
		木造	非木造				木造	非木造		
山梨地域	1	1	0	1	5	0	0	0	0	0
牧丘地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三富地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	1	5	0	0	0	0	0

5 ライフライン施設被害の想定

(1) 上水道

地震発災直後には、市内で3,319戸(26.9%)が断水すると想定される。また、発災1日後の断水戸数は1,799戸(14.6%)、発災1週間後の断水戸数は124戸(1.0%)と想定される。

上水道機能支障予測結果

	需要家数	断水需要家数 (断水率)			
		直後	1日後	2日後	1週間後
山梨地域	10,142戸	2,948戸 (29.1%)	1,587戸 (15.6%)	1,504戸 (14.8%)	90戸 (0.9%)
牧丘地域	1,819戸	371戸 (20.4%)	212戸 (11.6%)	200戸 (11.0%)	34戸 (1.8%)
三富地域	385戸	0戸 (0.1%)	0戸 (0.1%)	0戸 (0.1%)	0戸 (0.0%)
合計	12,346戸	3,319戸 (26.9%)	1,799戸 (14.6%)	1,704戸 (13.8%)	124戸 (1.0%)

(2) LPガス

LPガスの要点検需要家数は806戸(6.3%)と想定される。LPガスは、主に建物の全・半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布は建物被害に似た傾向となる。

LPガス機能支障予測結果

	LPガス需要家数	要点検需要家数	LPガス機能支障率
山梨地域	10,537戸	573戸	5.4%
牧丘地域	1,882戸	219戸	11.6%
三富地域	427戸	14戸	3.3%
合計	12,846戸	806戸	6.3%

(3) 電力

電柱、地中配電線・架空配電線の物的被害等により、山梨地域内を中心に2,995口(19.3%)の需要家に機能支障(停電)が発生すると想定される。

電力機能支障予測結果

	需要家契約口数	停電率	停電需要家契約口数
山梨地域	12,737口	20.9%	2,658口
牧丘地域	2,275口	14.8%	337口
三富地域	516口	0.0%	0口
合計	15,528口	19.3%	2,995口

(4) 電話等情報通信

電柱、地中ケーブル・架空ケーブルの物的被害等により、一般電話施設における通話機能支障は、山梨地域内・牧丘地域内に若干生じるとされるが、これ以外にも輻輳の問題があり、数日間はおかしくなる状況になると考えられる。

また、携帯電話は、無線と有線の併用による通信システムであるため、一般電話よりも地震の影響は受けにくいと思われるが、基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、過去の地震の例からも一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し、輻輳が発生すると予想される。

一般電話機能支障予測結果

	加入件数	通話機能支障率	通話機能支障件数
山梨地域	14,232件	1.9%	271件
牧丘地域	2,542件	1.3%	33件
三富地域	577件	0.0%	0件
合計	17,351件	1.8%	304件

(5) 下水道

下水道施設における物的被害・機能障害は、液状化による管きょ被害の発生(市内全域における土砂堆積延長は約0.8km)により、山梨地域内において若干生じるとされる。

下水道機能支障予測結果

	下水道処理区域人口	下水道機能支障人口	被害率
山梨地域	15,993	143	0.9%
牧丘地域	1,845	0	0.0%
三富地域	0	—	—
合計	17,838	143	0.8%

6 交通施設被害の想定

(1) 道路施設

県は、第1次、第2次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象に、通行機能障害を想定した。調査では震度及び液状化危険度で通行支障を想定し、影響度ランクを次の4つに分類して判定した。

影響度ランク	意 味
AA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある区間
A	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
B	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

本市では、主に次の線路の区間等においてBランクの被害が発生する可能性があるとしている。

市内における道路施設影響度Bランクの区間

路線名	区 間
国道 140 号	三富地域内の甲州市境近くから牧丘地域内を經由して山梨地域内の主要地方道甲府山梨線交点まで
国道 411 号	市内全域
主要地方道甲府山梨線	国道 140 号交点から甲府市付近まで
一般県道山梨市停車場線	国道 411 号交点から一般県道下神内川石和温泉停車場線交点まで
一般県道上神内川石和温泉停車場線	一般県道山梨市停車場交点から笛吹市境まで

(2) 鉄道施設

県は、道路施設と同様に影響度ランクを4つに分類して判定し、おおむね東山梨駅から山梨市駅にかけてBランクの被害が発生する可能性があるとする。

なお、甲府駅周辺では震度6強による影響を受けて(Aランクの判定)、大規模な被害ではないものの、通勤・通学者等に多くの帰宅困難者が発生すると想定される。

(3) 河川

県は、県内の主要な河川を対象に、液状化危険度判定結果、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の危険度判定結果をもとに支障影響度を評価した。

市内の河川における影響可能性については、次のように想定される。

ア 液状化による影響箇所

山梨地域内の笛吹川、重川、日川において、液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性があり、また増水時と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性がある。しかし河口の埋立地ほどの大規模な液状化が発生する危険度は低く、河川堤防の被害もそれほど大きくないと想定される。

イ 斜面崩壊による影響箇所

牧丘地域の窪平地区において、斜面崩壊の影響を受けて河道閉塞が発生するなどの可能性がある。

7 人的被害の想定

(1) 死傷者

死者は、地震の発生時間にかかわらず、予知なしの場合は5～6人、予知ありの場合は3～4人発生すると想定される。死傷の要因は、建物被害や斜面崩壊によるものがほとんどで、火災による死傷者は山梨地域内で若干発生するとされる。

なお、建物の耐震補強・立替えによる耐震化、斜面对策工の実施、家具転倒防止器具設置の対策を実施した場合は、予知なしでも1～2人にまで死者数は減じると想定されるため、家具

転倒防止器具の設置など、低減効果があり、比較的簡単にできる対策の実施を住民に対して啓発していく必要がある。

山梨地域内における死傷要因別死傷者数 (単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者
建物被害	予知なし	1	9	83	1	7	59	1	6	56
	予知あり	1	4	32	1	3	23	1	2	22
火 災	予知なし	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	3	1	1	3	1	1	2
	予知あり	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	予知なし	2	10	86	2	8	62	3	8	59
	予知あり	2	5	33	2	4	24	2	3	23

※夜間人口：32,505人、昼間人口29,900人（平成12年国政調査）

牧丘地域内における死傷要因別死傷者数 (単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者
建物被害	予知なし	1	4	38	1	3	24	1	3	23
	予知あり	1	2	14	0	1	9	0	1	9
火 災	予知なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	予知なし	2	5	39	2	4	25	2	4	24
	予知あり	2	3	15	1	2	10	1	2	10

※夜間人口：5,920人、昼間人口：4,990人（平成12年国政調査）

三富地域内における死傷要因別死傷者数 (単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者
建物被害	予知なし	0	1	2	0	1	2	0	1	1
	予知あり	0	1	1	0	1	1	0	1	1
火 災	予知なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	0	1	0	0	1	0	0	1
合 計	予知なし	1	2	3	1	2	3	1	2	2
	予知あり	0	1	2	0	1	2	0	1	2

※夜間人口：1,372人、昼間人口：1,108人（平成12年国政調査）

市内全域における死傷要因別死傷者数

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者	死者	重症者	軽傷者
建物被害	予知なし	2	14	123	2	11	85	2	10	80
	予知あり	2	7	47	1	5	33	1	4	32
火 災	予知なし	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	3	3	5	3	3	5	3	3	4
	予知あり	2	2	3	2	2	3	2	2	3
合 計	予知なし	5	17	128	5	14	90	6	14	85
	予知あり	4	9	50	3	7	36	3	6	35

※夜間人口：39,797人、昼間人口：35,998人（平成12年国政調査）

(2) 要救助者

要救助者は朝5時において最も高く、特に木造建物における需要が高い。また、予知があった場合は、予知がない場合に比べ、木造建物における要救助需要が大幅に減ると想定される。

なお、建物の耐震補強・立替えによる耐震化、斜面对策工の対策を実施した場合は、予知なしのどの時季の場合でも要救助者が市内で3人（木造：2人、非木造1人）に減じると想定されるため、住民に対する耐震化の重要性の啓発、関係機関への早期対策の実施を促進する必要がある。

要救護者数想定結果

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
山梨地域	予知なし	17	1	18	3	2	5	3	2	5
	予知あり	6	1	7	1	1	2	1	1	2
牧丘地域	予知なし	5	1	6	2	1	3	2	1	3
	予知あり	2	1	3	1	1	2	1	1	2
三富地域	予知なし	2	0	2	1	0	1	1	0	1
	予知あり	1	0	1	1	0	1	1	0	1
合 計	予知なし	24	2	26	6	3	9	6	3	9
	予知あり	9	2	11	3	2	5	3	2	5

8 生活支障の想定

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

西沢渓谷・フルーツ公園周辺においては、東海地震の発生又は警戒宣言の発令に伴い、交通機関が停止した場合、6月をピークに4月から10月にかけて2,300人余りから約4,100人の滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。夜間に発災した場合も、8月には約440人の滞留旅客・帰宅困難者が発生するとされる。

このほか、果実郷周辺においても多くの滞留旅客・帰宅困難者が発生するとされる。

西沢渓谷・フルーツ公園周辺の滞留旅客・帰宅困難者数

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間(10時～18時)発災	1,309	1,540	1,653	2,588	2,798	4,097	2,324	3,886	2,360	2,456	1,679	926
夜間(18時～翌10時)発災	137	117	179	199	211	152	213	438	233	274	261	149

(2) 医療機能支障

山梨地域内及び牧丘地域内に東山梨地区の地域災害拠点病院や地域災害支援病院等があるため、市域全体では入院患者に対しても、外来患者に対しても対応は可能とされるが、三富地域では入院患者・外来患者に対して対応が困難となる可能性があるため、山梨地域及び牧丘地域等への迅速な搬送体制等の整備を推進する必要がある。

医療需給過不足数

(単位：人)

	対応可能入院 重傷患者数	要転院 患者数	重傷者数+病院 死者数(5時)	対応可能 外来患者数	軽傷者数 (5時)	医療需給過不足数	
						入院患者対応	外来対応
山梨地域	80	20	12	1,124	86	48	1,038
牧丘地域	9	1	7	80	39	1	41
三富地域	0	0	3	0	3	-3	-3
合計	89	21	22	1,204	128	46	1,076

(3) 住機能支障

ア 短期的住機能支障（発災～約1か月）

県は、発災1日後、1週間後及びライフライン復旧後の約1か月後の避難所生活者数及び避難所外避難者数を想定し、また避難所生活者数、避難所外避難者数を含めた一時的住居制約者を推計した。

住居制約者は、市内全域では発災1日後で約2,400人、1週間後で約700人、1か月後で約300人と想定される。発災1日後、1週間後ではその多くはライフライン機能支障によるとされる。

なお、避難所がすべて被害もなく使えると仮定すると、山梨地域・牧丘地域・三富地域とも、避難者の避難所への収容は可能と想定される。

また、発災1日後の住居制約者数を食料需要者数と考えると、市内で1日当たり約7,100食分が必要とされ、また発災当日には32トンの飲料水が不足すると想定される。このため、今後ともこれらの数値を目標に備蓄対策を推進するとともに、住民自身による備蓄の啓発・推進を図っていく必要がある。

(注)「避難所外避難者」：疎開を含め、親戚・友人宅など避難所以外への避難者

「一時的住居制約者」：地震によって住んでいた住宅が倒壊、焼失した人。あるいは家は無事でもライフラインの途絶によって生活に支障を来す人

短期的住機能支障想定結果

(単位：人)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数 (合計)				
	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	
山梨地域	発災1日後	83	87	1,182	1,352	44	47	637	728	127	134	1,819	2,080
	〃 1週間後	83	87	182	352	44	47	98	189	127	134	280	541
	〃 1か月後	83	87	0	170	44	47	0	91	127	134	0	261
牧丘地域	発災1日後	7	8	161	176	4	4	87	95	11	12	248	271
	〃 1週間後	7	8	69	84	4	4	37	45	11	12	106	129
	〃 1か月後	7	8	0	15	4	4	0	8	11	12	0	23
三富地域	発災1日後	2	3	0	5	1	2	0	3	3	5	0	8
	〃 1週間後	2	3	0	5	1	2	0	3	3	5	0	8
	〃 1か月後	2	3	0	5	1	2	0	3	3	5	0	8
合計	発災1日後	92	98	1,343	1,533	49	53	724	826	141	151	2,067	2,359
	〃 1週間後	92	98	251	441	49	53	135	237	141	151	386	678
	〃 1か月後	92	98	0	190	49	53	0	102	141	151	0	292

避難所収容人数と想定避難所生活者数との比較

(単位：人)

	避難所収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人口		
					1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
山梨地域	8,783	1,352	352	170	7,431	8,431	8,613	0.15	0.04	0.02
牧丘地域	3,193	176	84	15	3,017	3,109	3,178	0.06	0.03	0.00
三富地域	869	5	5	5	864	864	864	0.01	0.01	0.01
合計	12,845	1,533	441	190	11,312	12,404	12,655	0.12	0.03	0.01

避難所収容人数と想定住居制約者数との比較

(単位：人)

	避難所収容人数	住居制約者数 (1日後)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1か月後)	収容人数－住居制約者数			避難所人口／住居制約者数		
					1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
山梨地域	8,783	2,080	541	261	6,703	8,242	8,522	0.24	0.06	0.03
牧丘地域	3,193	271	129	23	2,922	3,064	3,170	0.08	0.04	0.01
三富地域	869	8	8	8	861	861	861	0.01	0.01	0.01
合計	12,845	2,359	678	292	10,486	12,167	12,553	0.18	0.05	0.02

イ 中期的住機能支障 (発災約1か月～約1年)・長期的住機能支障 (発災約1年～数年以降)

発災約1か月以降になれば、避難所生活から応急仮設住宅等への生活へと推移し、また発災1年～数年以降になれば、公営住宅等本格的な恒久住宅等での生活へと推移していく。

発災約1か月以降の応急仮設住宅需要は、市内全域で57戸と想定される。

中長期的住機能支障想定結果

(単位：世帯)

	中期的住機能支障	長期的住機能支障			
	応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・立替	自宅改修・修理
山梨地域	50	32	5	8	1
牧丘地域	6	4	1	1	0
三富地域	1	1	0	0	0
合計	57	37	6	9	1

(4) 清掃・衛生機能支障

ア 仮設トイレ需要数

地震により上水道・下水道施設が破壊し、トイレが使用できない場合には、トイレ不足が深刻となる。市では仮設トイレを備蓄していないため、備蓄市町村との応援協力体制やリース会社等との協力体制の確立を図り、また道路の破損等により搬送が得られない事態となることを想定して、仮設トイレや簡易トイレの備蓄及びマンホールトイレの整備を検討する必要がある。

仮設トイレ需要量想定結果

(単位：基)

	仮設トイレ需要量		仮設トイレ備蓄数	仮設トイレ過不足数	
	1日後	1週間後		1日後	1週間後
山梨地域	10	4	0	-10	-4
牧丘地域	1	1	0	-1	-1
三富地域	1	1	0	-1	-1
合計	12	6	0	-12	-6

イ 瓦礫発生量

建物の倒壊や焼失による被害等によって、市内で約15千トン（約20千m³）の住宅・建築物系の瓦礫が発生すると想定される。

このため、あらかじめ公共空地等に瓦礫の仮置場を選定しておく必要がある。

住宅・建築物系の瓦礫発生量想定結果

	重量（単位：千トン）				体積（単位：千m ³ ）			
	木造倒壊による	非木造倒壊による	焼失による	合計	木造倒壊による	非木造倒壊による	焼失による	合計
山梨地域	7.5	6.1	0.1	13.7	14.3	3.9	0.2	18.4
牧丘地域	0.6	0.5	0.0	1.1	1.1	0.3	0.0	1.4
三富地域	0.2	0.0	0.0	0.2	0.4	0.0	0.0	0.4
合計	8.3	6.6	0.1	15.0	15.8	4.2	0.2	20.2